

# 2020年度普通交付税算定結果の検証

飛 田 博 史

## はじめに

本年7月31日に「令和2年度普通交付税大綱」が閣議決定された。今年度は消費増税の平年度化にもとづく幼保教育無償化や高等教育無償化の本格施行、森林環境譲与税の増額にともなう森林施策の拡充、地方法人課税の偏在是正効果を活用した地域社会再生事業費の創設、会計年度任用職員の導入など、全般的に財源保障枠を拡大する要素が盛り込まれた。

その一方で普通交付税算定の前提となる2020年度の地方財政計画が新型コロナウイルス感染拡大の影響前に策定されたことから、普通交付税算定においても地方税収の減収見通しを織り込まず、基準財政収入額の面では実態と乖離した算定結果にならざるをえなかった。

本稿では2020年度の普通交付税（以下「交付税」と呼ぶ）の算定結果の概要と特徴について分析を交えて解説し、新型コロナウイルス禍の2021年度の財源保障を展望する。

## 1. 2020年度交付税算定の特徴

毎年度の交付税算定の特徴は2つの次元でとらえることができる。第一に地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）に対応した算定。第二に地財計画とは別にもっぱら交付税算定の枠内における算定である。

前者の地財計画は国が策定する地方財政の通常ベース収支見込み（普通会計）であり、地方交付税の総額を確保することで最終的に収支が一致することから、マクロの財源保障とみなされる。このうち、地方税や地方交付税などの一般財源と一般財源充当歳出分が交付税算定に反映され、自治体ごとのミクロの財源保障となる。たとえば社会保障関係の経費の増加を見込んで地財計画の一般行政経費が増額されれば、交付税では基準財政需要額

(以下「需要額」と呼ぶ)の社会福祉費や高齢者保健福祉費などの関連項目で単位費用などが引き上げられる(その他、補正係数に反映されたり、特別交付税で算定されたりする場合もある)。あるいは地方創生などの新規項目が地財計画に計上されれば、これに対応して交付税の需要額でも新たな項目が創設される。

一方、後者の交付税算定の枠内というのは、地財計画上の経費の見直しとは関わりなく、主に需要額や基準財政収入額(以下「収入額」と呼ぶ)の算定内容を見直す技術的なもので、各自治体への配分に影響を与える見直しである。

今年度も両者の側面で行くつかの特徴がみられる。まず、地財計画関係からみていこう。

### (1) 2020年度地方財政計画 — 新型コロナ感染の影響以前の見直し

今年度の地財計画(通常収支分)の規模は90兆7,397億円(前年度比1.3%以下カッコ内同じ)、一般財源総額は63兆4,318億円(1.2%)、不交付団体の水準超経費を除く実質額では61兆7,518億円(1.8%)といずれも2019年度と比べて規模、伸び率とも上回った。一般財源では地方税が40兆9,366億円(1.9%)と地方消費増税の平年度化と景気拡大を見据えて7,000億円以上の増加を見込み、地方交付税総額については16兆5,882億円(2.5%)と2年連続で増加となった。ただし、地財計画が新型コロナ感染拡大以前の2月に閣議決定されたことから、地方税および地方交付税の法定率分のマイナスの影響が織り込まれておらず、結果的に実績とかい離した地方財政見直しのもとで交付税が算定されたことになる。

### (2) 地域社会再生事業費の新設

2020年度より地方法人課税の偏在是正効果による財源を活用して、新たに地域社会の維持・再生や災害復旧時の都道府県技術職員の市町村支援の経費として「地域社会再生事業費(人口)」4,200億円が計上され、交付税でも需要額の新規項目として算入された。図表1は算定の概要である。

総額4,200億円のうち道府県分と市町村分はほぼ同額で算定され、算定式はいずれも単位費用(1,950円)×人口×(段階補正×経常態容補正)となり、国調人口を測定単位として段階補正と経常態容補正の2つの補正係数が適用される。

段階補正係数では道府県分では人口170万人未満、市町村分では人口10万人未満で割増補正となり、補正係数の上限値は10(倍)となる。

また、経常態容補正では人口構造の変化に応じた指標として人口減少率、年少人口

比率、高齢者人口比率、生産年齢人口減少率。人口集積の度合いに応じた指標として非人口集中地区人口比率（メッシュ人口区分別人口）を用いて算定される。図表ではモデル試算例が示されており、人口規模に比例して需要額は大きくなっているものの、いずれの指標も過疎の程度に比例して補正率が高くなる。

なお、都道府県による市町村支援の技術職員の人件費については、普通交付税大綱によれば142人分が算定されており、道府県分の単位費用に含まれているとみられるが、包括算定されており具体的な算入額は明らかにされていない。

図表 1 地域社会再生事業費の概要

<h3>1 「地域社会再生事業費」の創設</h3> <p>地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方財政計画に「地域社会再生事業費」を計上。基準財政需要額の新たな算定項目を創設し、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定(4, 200億円)。</p> <p>&lt;算定方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道府県分と市町村分は同額程度を算定。</li> <li>・それぞれ1/2程度を以下の2つの視点による指標を用いて算定。</li> </ul>						
<p>①人口構造の変化に応じた指標</p> <p>全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体の経費を割増し(算定に用いる指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少率</li> <li>・ 年少人口比率</li> <li>・ 高齢者人口比率</li> <li>・ 生産年齢人口減少率</li> </ul>			<p>②人口集積の度合いに応じた指標</p> <p>人口密度が低く持続可能性への懸念が生じている地域の人口が多い団体の経費を割増し(算定に用いる指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非人口集中地区(人口密度4千人未満)の人口を基本とした指標</li> </ul> <p>[特に人口密度の低い地域(低密度居住地域)の人口を割増し]</p>			
<p>※ この算定と合わせて、都道府県が実施する技術職員の充実(市町村支援及び大規模災害時の派遣体制の強化)に要する経費について、増加職員数(142人)に応じて算定。</p>						
<p>&lt;算定結果&gt;</p> <p>市町村分(規模別の平均) <span style="float:right">(※特別区は除く)</span></p>						
～5千人	5千人～1万人	1～5万人	5～10万人	10～50万人	50～100万人	100万人～
0.5億円	0.8億円	1.1億円	1.5億円	2.1億円	4.1億円	6.1億円

(資料) 2020年度普通交付税大綱より抜粋

### (3) 幼保教育・高等教育無償化

2019年10月の消費増税にともなう幼保教育無償化の地方負担（公立幼保：市町村全額、私立幼保その他認可外等：都道府県、市町村各4分の1）は、初年度の半年分を全額国費で負担したが、2020年4月より地方負担が生じることとなった。また、高等教育授業料の無償化（公立大学等：設置する都道府県または市町村全額、私立専門学校：所轄する都道府県2分の1）についても4月から制度が導入された。このため、地方負担分の全額が需要額に算入された。

具体的な算定項目は図表2の通りである。公立の幼稚園については市町村分の「その他の教育費（幼稚園等の小学校就学前子どもの数）」、私立の幼稚園（旧制度・新制度）については道府県分、市町村分の「その他の教育費（人口）」。保育所および認可外保育施設等については公私いずれも道府県分、市町村分の「社会福祉費（人口）」で算定される。

一方、高等教育の無償化のうち公立大学等については道府県分、市町村分の「その他の教育費（人口）」、私立専門学校についても道府県分の「その他の教育費（人口）」で算定される。いずれも単位費用を引き上げ、所得制限のある0～2歳児の幼保教育の無償化と高等教育の無償化については、密度補正により給付対象者の実態に沿った算定が行われている。

なお、本稿の文中および図表では「その他の教育費」の測定単位「幼稚園等の小学校就学前子どもの数」を「幼稚園等就学前子どもの数」と略称で記述する。

図表2 幼保教育の無償化及び高等教育の無償化の概要

**幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に係る交付税算定**

- 幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保。

≪交付税算定費目≫

幼児教育・保育の無償化

			道府県	市町村	備考
施設型給付	幼稚園 (新制度)	公立	その他の教育費 (測定単位：子どもの数)		
		私立		その他の教育費 (測定単位：人口)	密度補正を適用
	保育所	公立			密度補正を適用
		私立	社会福祉費		密度補正を適用
施設等利用給付	幼稚園(旧制度)		その他の教育費 (測定単位：人口)		密度補正を適用
	その他認可外保育施設等		社会福祉費		密度補正を適用
合計			1,700億円程度	3,700億円程度	

高等教育の無償化

			道府県	市町村	備考
大学・短大・高専・専門学校	公立		その他の教育費 (測定単位：人口)		密度補正を適用
専門学校	私立				密度補正を適用
合計			340億円程度	50億円程度	

- 個別団体の地方交付税の算定に当たっては、地方負担の全額を基準財政需要額に算入し、保育所・幼稚園の子どもの数や無償化対象学生数等に基づき、各団体の負担の実態に応じた算定を行う。

項目	無償化の対象		算定方法
幼児教育 ・保育の無償化	0～2歳	住民税 非課税世帯	保育所等の所得階層別の子ども数に、住民税非課税世帯の無償化を踏まえた所得階層別の単価を乗じること等により保育所に要する経費を算定
	3～5歳	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所又は幼稚園の子ども数に、幼児教育・保育の無償化の内容や定員規模等を踏まえた一人当たり単価を乗じることにより保育所又は幼稚園に要する経費を算定</li> <li>・ 給付対象者数を用いて認可外保育施設等に係る経費を算定</li> </ul>
高等教育 の無償化	住民税 非課税世帯等		無償化対象学生数に、学校の種別等に応じた一人当たり単価を乗じることにより算定

(資料) 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議(2020年1月24日)資料

#### (4) 会計年度任用職員制度の導入

2017年5月に公布された地方公務員法および地方自治法の一部改正により、2020年度4月より会計年度任用職員制度が施行され、従来の臨時・非常勤職員がこの制度に移行し、地方自治体の条例にもとづき期末手当等が支給されることになった。このため、国は事前の実態調査にもとづき地財計画で1,738億円を計上し、交付税算定では個別算定経費と包括算定経費の単位費用に算入された。個別算定経費で算定されているのは、道府県分では「警察費（警察職員数）」「小・中学校費（教職員数）」「高等学校費（生徒数）」「社会福祉費（人口）」「衛生費（人口）」「労働費（人口）」「地域振興費（人口）」である。市町村分では「小・中学校費（学校数）」「高等学校費（生徒数）」「その他の教育費（人口）および（幼稚園等就学前子どもの数）」「社会福祉費（人口）」「高齢者保健福祉費（65歳以上人口）」「清掃費（人口）」「地域振興費（人口）」である。

それぞれ単位費用の算定基礎において、会計年度任用職員に該当する職種の経費を引き上げる方法をとっているとみられるが、包括算定経費を除き対象となる経費や引き上げ幅が明示されていない。そのため会計年度任用職員と思われる職種の経費の引き上げ状況から推察するしかなく、算定結果からは会計年度任用職員の財源保障を直接把握するのは困難である。単位費用の算定基礎を解説した資料（地方財務協会『地方交付税制度解説（単位費用編）』）では、2016年度から実施しているトップランナー方式の単位費用への影響額が内訳で示されているが、会計年度任用職員制度の影響額についてもすべての項目で同様の表記をすべきである。

#### (5) 森林整備関連経費の拡充

2019年度の「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」、「森林経営管理法」にもとづき、森林環境譲与税を財源とした市町村主体の森林整備事業が開始された。2019年度の地財計画の歳出では同譲与税200億円と同額の森林整備経費が「重点課題対応分」に計上され、交付税の需要額においても、道府県分の「林野行政費（公有以外の林野の面積）」、市町村分の「林野水産行政費（林業及び水産業の従業者数）」の単位費用に算入された。2020年度は譲与税の財源確保の見直しにより、前倒しで400億円に増額され、いずれの単位費用も引き上げられた。

## (6) 特別法人事業譲与税および法人事業税交付金の創設

2020年度から、地方法人課税の偏在是正措置として従来の地方法人特別譲与税に代わり特別法人事業譲与税が創設された。これは都道府県の事業税の一部を特別法人事業税として国税化し、これを同譲与税として人口基準で再配分するもので、2008年度以来、消費増税までの制度としてきた地方法人特別税・譲与税を事実上恒久化したものである。配分にあたり不交付団体である東京都には譲与制限がかかるため、従来よりも高い偏在是正効果があり、これにより生じる財源を活用したのが地域社会再生事業費である<sup>(1)</sup>。

また、都道府県の事業税の一部を市町村交付金として従業者数で按分する法人事業税交付金が創設された。

これらは収入額に反映され、特別法人事業譲与税、法人事業税交付金ともに算入率は75%である。

以上が地財計画の策定に対応した算定の主な特徴である。つづいて、交付税算定の枠内における見直しの特徴をみていこう。

## (7) 地方創生枠<sup>(2)</sup>の成果指標への再シフトと指標の見直し

2015年度に当時の安倍内閣が掲げた地方創生を受けて、地財計画に「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円が計上され、これに対応した交付税算定項目として、現在「地域の元気創造事業費」（3,900億円 100億円は特別交付税で配分）、「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円）が算入されている。

算定式はいずれも測定単位として人口を採用し、補正係数では段階補正、経常態容補正Ⅰ・Ⅱを適用している。このうち地域の元気創造事業費の経常態容補正Ⅰでは歳出削減の成果を反映する「行革努力分」、同補正Ⅱでは地域経済活動の成果を反映する「地域経済活性化分」を複数の指標により係数化している。また、人口減少等特別

- 
- (1) 地財計画では不交付団体と交付団体を含めた収支を計上しており、地方税と地方交付税を合わせた一般財源総額を一定とした場合、不交付団体の地方税が増加するとその分だけ地方交付税が圧縮されてしまい、交付団体の交付税が確保できなくなる。そのため収入額が需要額を超過した分を、地財計画の歳出に水準超経費として計上することで相殺している。地方税の偏在是正により水準超経費が圧縮され、その分を新たな経費に振り替えることで交付団体の一般財源を増やすことができる。
- (2) 本稿では地方創生関連の交付税算定の項目である「地域の元気創造事業費」と「人口減少等特別対策事業費」を合わせて「地方創生枠」と呼ぶことにする。

対策事業費の経常態容補正Ⅰでは人口対策などの取組の必要度を反映する「取組の必要度」、同補正Ⅱでは人口対策の取組の成果を反映する「取組の成果」を同じように係数化している。

政府は地方創生の取組の成果が段階的に表れることを想定し、2017年度より3年間で行革努力分から地域経済活性化分へ、取組の必要性から取組の成果へとそれぞれ1,000億円ずつシフトさせ、2019年度で終了した。

ところが、2019年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」で「まち・ひと・しごと創生事業費の人口減少等特別対策事業費において、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を5割以上とすることを旨とする。第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けて、地方創生関連施策のこれまでの事業全体の成果を検証するとともに、重要課題に前向きに取り組む、KPIを設定し具体的な成果を目指して取り組む地方自治体への支援を更に強化する観点から各種支援措置のインセンティブを強化する」（68ページ）と明記された。これを受けて、人口減少等特別対策事業費について、さらに5年間で取組の必要性から取組の成果へと1,000億円シフトさせることとなり指標についても改廃が行われた（詳細は5章参照）。

ただし、いずれの項目においても市町村の人口や経済などの違いによる成果の差が生じるため、政令市・中核市、都市、町村別に成果を比較する方法を採用し、合わせて条件不利地域については割増率を加えることで補正の公平化を図っている。

**図表3**は2016年度以降の算定シフトの状況である。

地域の元気創造事業費は2017年度から2019年度にかけて行革努力分から地域活性化分へ道府県分で250億円、市町村分で750億円シフトしている。一方、人口減少等特別対策事業費は2017年度から2020年度にかけて取組の必要度から取組の成果へ道府県分で410億円、市町村分で790億円シフトしている。

また、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費の経常態容補正の指標についても基本方針2019や児童虐待防止、防災・減災対策の強化などの政策を受けて見直されており、地域の元気創造事業費では業務システムのクラウド導入率を新設するなど、地方創生を自治体デジタル化へ引き寄せた政策誘導が算定に色濃く表れている。

図表3 まち・ひと・しごと創造事業費関連の算定シフトの状況

(億円)

		2016年度算定		2017年度算定		2018年度算定		2019年度算定		2016~2019年度増減		2016~2020年度増減	
		行革 努力分	地域経済 活性化分	行革 努力分	地域経済 活性化分	行革 努力分	地域経済 活性化分	行革 努力分	地域経済 活性化分	行革 努力分	地域経済 活性化分		
事業元 地域 創造の	道府県	750	225	670	310	590	390	500	475	-250	250		
	市町村	2,250	675	2,000	920	1,750	1,170	1,500	1,425	-750	750		
	合計	3,000	900	2,670	1,230	2,340	1,560	2,000	1,900	-1,000	1,000		
策等人 事特別 費減少	道府県	1,670	330	1,560	440	1,450	550	1,330	670	1,260	740	-410	410
	市町村	3,330	670	3,110	890	2,890	1,110	2,670	1,330	2,540	1,460	-790	790
	合計	5,000	1,000	4,670	1,330	4,340	1,660	4,000	2,000	3,800	2,200	-1,200	1,200

(資料) 総務省ホームページ掲載資料より作成

### (8) トップランナー方式

トップランナー方式とは、需要額で算定されている学校用務員事務や本庁舎夜間警備等の業務について、民間委託等が進んでいる自治体の経費水準を単位費用に反映させる考え方で、2016年度16業務、2017年度2業務を対象として段階的に単位費用の見直しが図られてきた。すでに業務の半数以上は見直しを終了しており、2020年度は学校用務員事務（小中学校費・高等学校費・特別支援学校費）および庶務事務（道府県分 包括算定経費）で最終年度となった。2017年度に対象となった青少年教育施設管理（道府県分 その他の教育費）、公立大学運営（道府県分・市町村分 その他の教育費）については4年目となる。

なお、18業務の見直しによる需要額の減少額は最終年度で約1,640億円<sup>(3)</sup>と見込まれているが、総務省によれば、毎年度の影響額は他の経費の充実によって相殺しており、2020年度の影響額約100億円についても、地域課題等に対応するための地方単独事業の経費に充てているとしている<sup>(4)</sup>。また、民間委託等が進まない小規模自治体については、3万人以下を目途に経費水準が下がらないよう段階補正を適用している。

積極的に評価するならば、トップランナー方式の影響を自治体に配慮して遮断する措置が講じられたといえるが、加算をした具体的な項目や加算方法、加算額などが明らかにされておらず、あえて「トップランナー」と銘打つことで、交付税を通じて合理化を誘導する意図が強くなるかがえる。無論、対象となった業務の多くで民間委託等

(3) 財政制度等審議会2018年4月25日資料参照

(4) 『地方財政』2020年5月号71ページ 地方財務協会

が進んでいる実態があったことも事実であるが、そうであるならば、市町村の清掃費で行われてきたような民間委託の実態を踏まえた単位費用の見直しを、個別事業ごとに自治体の意見を踏まえて行えば済むことではないだろうか。

#### (9) 合併算定替終了対策（最終年度）

「市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定」あるいは「合併後の市町村の姿を踏まえた交付税算定の見直し」などと呼ばれる算定は、いわゆる平成の大合併にともなう合併算定替の特例措置が段階的に縮小する状況を踏まえ、2014年度から2020年度にかけて合併後も引き続きあるいは新たに生じる経費を需要額に反映するもので、約6,700億円程度を算定している。支所経費の加算や旧市町村単位の保健福祉に係る住民サービス経費の加算などについて、対象となる需要項目の算定を段階的に充実させており、2020年度は2018年度に追加した「その他の教育費」「保健衛生費」「商工行政費」「地域振興費」「包括算定経費」の加算の最終年度となり、これにより見直しは完結する。

なお、平成大合併時の合併特例法にもとづく合併算定替の特例措置も2020年度で終了し、現在の合併算定替適用団体はそれ以降の合併特例法にもとづき合併した自治体の5年間の特例措置によるものである。

#### (10) 特別交付税から普通交付税への移行

特別交付税は交付税では捕捉されない特別な財政需要や交付税算定の後に生じた特別な財政需要など、特定の政策や事項について一般財源を補てんする交付税の補完的役割をもっている。特別交付税の算定項目のなかには当該事業が全国的なものとなり、通常の経費とみなされ、交付税に移行する場合がある。2020年度は図表4に列挙された事項で特別交付税から交付税の算定に移行した。このなかで地方バス路線の運行維持に要する経費については、公共交通の確保が特定地域の財政需要から全国的な通常の財政需要に位置づけられた点で注目される。

図表4 特別交付税から普通交付税へ移行した事項

令和元年度において特別交付税により措置することとしている以下の経費について、令和2年度から普通交付税において算定することとしている。

事 項	算定項目
病院事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	衛生費（道府県分）
病院事業に係る共済追加費用の負担に要する経費	保健衛生費（市町村分）
道府県分の軽費老人ホームの運営に要する経費	高齢者保健福祉費 （65歳以上人口）
道府県分の非常勤職員の公務災害補償に要する経費	包括算定経費（人口）
道府県分の地方バス路線の運行維持に要する経費の一部	包括算定経費（人口）
道府県分の救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費の一部	衛生費
道府県分の地方創生の推進に要する経費の一部	地域振興費（人口）

（資料） 「令和2年度 普通交付税の算定方法の改正について」（総務省）

#### （11） 基準財政収入額の徴収率の見直し（最終年度）

トップランナー方式とともに収入額を算定に用いる徴収率を、上位3分の1の実績を標準として、2016年度から5年間かけて引き上げ、今年度がその最終年度となった。

## 2. 2020年度普通交付税算定結果の概況

2020年度の交付税算定結果の概況についてみていこう。なお、本稿末に普通交付税大綱の資料を掲載したのであわせて参照されたい。

#### （1） 普通交付税総額

交付税総額は15兆5,926億円（2.5%）と、昨年度に引き続き地財計画ベースの地方交付税総額（普通交付税＋特別交付税）が2年連続で前年度を上回ったことから昨年度を上回る伸び率となっている。このうち道府県分は8兆4,965億円（3.9%）、市町村分は7兆961億円（0.9%）である。また、昨年度は臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）を含む実質額でいずれも前年度を下回ったが、今年度は道府県分が2.5%、市町村分が0.2%と前年度を上回っている。

#### （2） 基準財政需要額（財源不足団体分）

需要額についても道府県分が20兆1,868億円（2.3%）、市町村分が22兆4,143億円

(3.1%)、臨財債控除前でも道府県分が21兆9,079億円(1.8%)、市町村分が23兆8,329億円(2.7%)と、臨財債控除前で前年度を下回った2019年度とは異なり、いずれにおいても前年度を上回る高い伸びを示している。

主要な内訳で見ると、公債費を除く個別算定経費、包括算定経費などが増加しており、これに加えて地域社会再生事業費が皆増となり総額の増加に寄与している。このうち個別算定経費の主な増加要因は、道府県分、市町村分通じて幼保・高等教育の無償化に関する経費、社会保障関係費(介護給付費負担金、障がい者自立支援給付費負担金等)であり、無償化関連については、先述の通り今年度から都道府県、市町村の負担が始まるため、この需要額算定が総額を押し上げる大きな要因となった。

一方、減要因については減税補てん償還費であり、昨年度と同様に、過去の特例債関連の償還費が年々縮小する状況にある。

### (3) 基準財政収入額(財源不足団体分)

収入額については道府県分が11兆6,800億円(1.3%)、市町村分15兆3,067億円(4.2%)と昨年を引き続き前年度を上回る見込みとなっており、道府県分では3年連続、市町村分では8年連続で増加している。増要因として道府県分の地方消費税、特別法人事業譲与税、道府県民税所得割、市町村分の地方消費税交付金、法人事業税交付金、固定資産税、市町村民税所得割。減要因として道府県分の道府県民税法人税割、法人事業税、地方法人特別譲与税、市町村分では市町村民税法人税割となっている。

このうち減要因はいずれも税制改正によるものであり、道府県民税法人税割および市町村民税法人税割は、昨年10月の地方法人税の税率引き上げにあわせた税率引き下げの平年化。法人事業税は特別法人事業譲与税の導入にともなう税率引き下げ、地方法人特別譲与税は廃止されたことによる。

ただし、今年度の税収見通しは新型コロナ感染拡大にともなう景気悪化の影響を織り込んでおらず、実際の税収との乖離が大幅に生じることが予想される。

ここで、収入額の算定方法について簡単に解説しておこう。収入額は主に個人住民税や固定資産税、地方消費税などの普通税、地方消費税交付金などのいわゆる都道府県税の一部を市町村に交付する税交付金、地方譲与税、目的税の一部などを算定対象とし、その多くが前年度の課税客体(納税義務者数、土地・家屋、自動車保有台数など)や課税実績、交付・譲与実績などに、地財計画の各伸び率をかけて推計する。

2020年度の地財計画は新型コロナ禍以前の段階で策定されたため、地方税や地方譲与税の高い伸びを見込んでおり、その結果収入額も伸びる算定結果となっている。

各自治体の交付税が必要額と収入額の差額を財源不足とみなして交付するため、今年度は自治体の算定結果は財源不足が過小評価されていると推測される。

#### (4) 基準財政収入額と実績差の財源確保（基準財政収入額の精算制度と減収補てん債制度）

収入額に対し税収等の実績が下回った場合には、特に税収の変動幅が著しい税目を対象に、減収補てん債の発行や交付税による精算制度が活用できるため、新型コロナ禍の影響による交付税の不足分はある程度補てんされる。図表5はそれぞれの対象税目である。

図表5 減収補てん債・基準財政収入額の精算措置の対象項目

	道府県分	市町村分
減収補てん債	法人税割、事業税、利子割、特別法人事業譲与税	法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金
基準財政収入額の精算	所得割※、法人税割、事業税、利子割、特別法人事業譲与税	所得割※、法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金、特別とん譲与税

(資料) 地方財政法、地方交付税法より作成

※ 分離譲渡所得分に限る

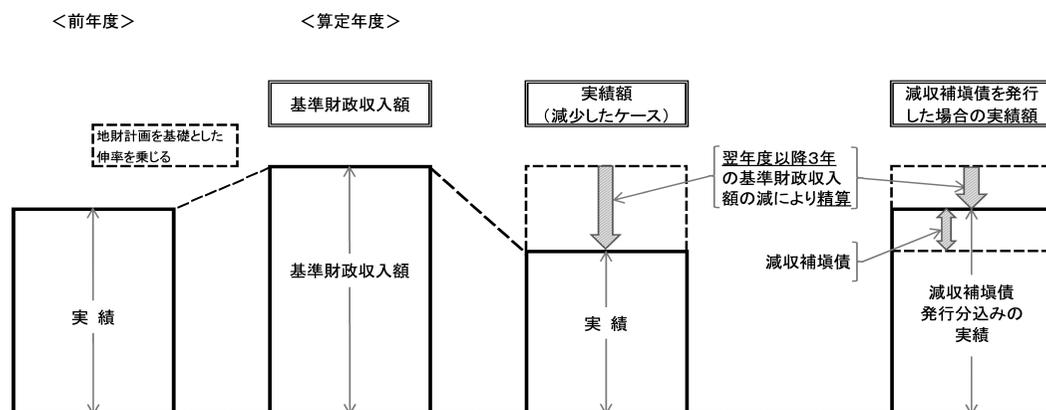
減収補てん債は対象税目の実績が収入額を下回る場合に特例債を発行できる制度で、元利償還金は後年度の需要額に算入される。

一方、収入額の精算措置は、対象税目の実績が収入額に対して過大または過小となる場合、翌年度以降3年間で収入額の加減を通じて交付税で調整する方法である。図表6はその仕組みである。たとえば税収の実績が収入額を下回った場合、収入額と実績の差額分を後年度の収入額から控除する。これによって需要額と収入額の差額が拡大する分だけ交付税が増え、前年度の交付税の不足分を段階的に補てんすることになる。

なお、減収補てん債と精算措置は併用が可能であるため、減収補てん債の発行分は当該年度の収入額に加算した上で、残りを後年度の精算措置で調整する<sup>(5)</sup>。

(5) このほか、特別交付税による補てんもあるが、現時点では政府の検討事項としてあがっていない。

図表6 基準財政収入額の精算制度の仕組み



(資料) 総務省ホームページ

今年度は、年度内（出納整理期間含む）に減収補てん債と精算措置の活用が不可避である。両者の組み合わせは自治体の判断に委ねられるが、今回の事態では対象税目以外の地方消費税などでも大幅な減収が見込まれる<sup>(6)</sup>。全国知事会をはじめとする地方六団体からは地方消費税などの減収が見込まれる税目について、減収補てん債の対象拡大を求めており、政府側も11月2日の衆議院予算委員会で武田総務大臣が減税補てん債の対象の拡大を検討する考えを述べている<sup>(7)</sup>。その後、11月20日の全国知事会議で、菅首相が、同起債の資金調達コストの軽減を図るため従来の民間資金ではなく公的資金を充てる方針を表明し、一般市町村については地方公共団体金融機構資金で手当てる見通しである。また、減収補てん債や臨財債などの起債全般にわたり、国の財政投融资資金による引受額の拡大の意向も示した<sup>(8)</sup>。

リーマンショックを凌ぐ地方税の全面的な減収が懸念されるなかでは、地方財政法および地方交付税法の改正により減収補てん債および精算制度の対象税目を拡大し、一般財源への影響をできる限り緩和する対策が不可欠である。

(6) ただし市町村の地方消費税交付金は、昨年度の都道府県の地方消費税納付期日の関係で今年度の繰り越された分が含まれるため、増要因もある。

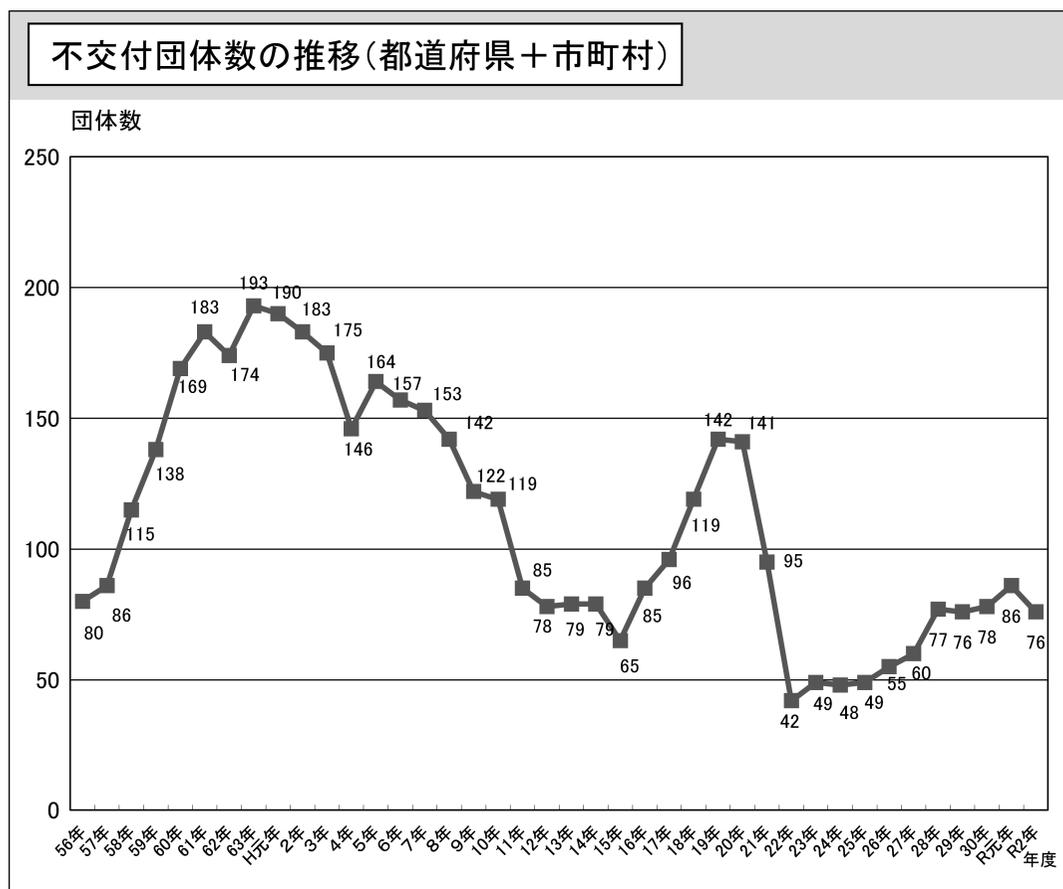
(7) 時事通信 i J AMP (2020年11月4日)

(8) 時事通信 i J AMP (2020年11月24日)

(5) 不交付団体の状況

図表7は不交付団体数の推移である。不交付団体は昨年まで3年連続で増加していたが、今年度は76（東京都、75市町村）と前年度を下回った。この要因は幼保・高等教育の無償化にともなう地方負担の算定などによる需要額側の影響であるが、新型コロナ禍による収入側の影響を織り込めば、さらに不交付団体数が減少するだろう。

図表7 不交付団体数の推移（都道府県・市町村）



(資料) 前掲「大綱」

### 3. 項目別の需要額の状況

#### (1) 概況

需要額の増減要因については概要で触れたが、項目ごとに詳しくみていこう。

**図表8-1・2**は道府県分（東京都除く）と市町村分（交付、不交付団体含む総額）の項目別需要額の前年度比較である。

道府県分の個別算定経費では、警察費、厚生労働費、産業経済費で前年度を上回る項目が多くみられる。また、地財計画に計上された地域社会再生事業費が新設項目として皆増となっている。それぞれの具体的な増要因として「警察費（警察職員数）」は職員増員、厚生労働費のうち「社会福祉費（人口）」は保育無償化の地方負担分、「衛生費（人口）」は保健所職員の増員、「高齢者保健福祉費（65歳以上人口）」は介護サービス等の利用増などである。産業経済費では「林野行政費（公有以外の林野の面積）」が森林環境譲与税の拡充にともない増加している。また、近年減少傾向にあった「包括算定経費（人口）」の増加も久々である。

一方、減少項目は土木費、教育費、総務費関連で多く、公債費も引き続き減少しており、いずれも昨年度と同じ傾向である。土木費の各項目は元利償還金の事業費補正<sup>(9)</sup>の減少などが主なものと推察される。教育費は少子化にともなう単位費用と測定単位の減少が複合的な要因となっている。総務費では「地域振興費（人口）」の減少が目立ち事業費補正の経年的な減少が主な原因とみられる。

一方、市町村分では教育費の一部、厚生費、産業経済費の一部、総務費の一部、地方創生枠、包括算定経費などで高い伸びがみられる。

教育費のうち「小・中学校費（学校数）」は単位費用で算定されている特別支援教育支援員の報酬の引き上げが主な要因で会計年度任用職員制度の導入の効果が表れている。「その他の教育費（人口）および（幼稚園等就学前子どもの数）」は幼児教育および高等教育の無償化にともなう地方負担の算定による。厚生費のうち「社会福祉費（人口）」は保育の無償化にともなう地方負担、「高齢者保健福祉費（65歳以上人口）」は介護サービス利用者増などである。

---

(9) 道府県の地域振興費の事業費補正では地域活性化事業債、旧地域総合整備事業債、緊急防災基盤整備事業債など多数の地方債発行に対する元利償還金が算定されている。

図表 8-1 項目別基準財政需要額（道府県分・東京都除く）

		項目	測定単位	2019	2020	増減	伸び率	
個別 算定 経費		警察費	警察職員数	17,269	17,427	158	0.9%	
	土 木 費	道路橋りょう費	道路の面積	2,547	2,558	12	0.5%	
			道路の延長	5,062	4,924	-137	-2.7%	
		河川費	河川の延長	820	810	-9	-1.2%	
		港湾費（港湾）	係留施設の延長	308	310	3	0.9%	
			外郭施設の延長	381	368	-13	-3.3%	
		港湾費（漁港）	係留施設の延長	88	87	-1	-0.6%	
			外郭施設の延長	201	193	-8	-4.2%	
		その他の土木費	人口	1,014	1,004	-10	-1.0%	
	教 育 費	小学校費	教職員数	19,342	18,999	-344	-1.8%	
		中学校費	教職員数	11,160	10,927	-233	-2.1%	
		高等学校費	教職員数	11,657	11,483	-174	-1.5%	
			生徒数	1,662	1,624	-38	-2.3%	
		特別支援学校費	教職員数	5,245	5,144	-100	-1.9%	
			学級数	651	670	19	2.9%	
		その他の教育費	人口	2,613	3,494	881	33.7%	
	公立大学等学生数		1,092	1,076	-16	-1.4%		
	私立大学等学生数		4,208	4,137	-71	-1.7%		
	厚生 労働 費	生活保護費	人口	965	952	-14	-1.4%	
		社会福祉費	人口	17,784	19,560	1,776	10.0%	
		衛生費	人口	15,518	15,788	270	1.7%	
		高齢者保健福祉費	65歳以上人口	15,522	16,437	915	5.9%	
			75歳以上人口	14,356	14,628	272	1.9%	
	労働費	人口	454	459	5	1.1%		
	産業 経済 費	農業行政費	農家数	2,906	2,855	-52	-1.8%	
		林野行政費	公有以外の林野の面積	883	896	13	1.5%	
			公有林野の面積	254	254	0	0.0%	
		水産行政費	水産業者数	330	336	6	1.7%	
		商工行政費	人口	1,964	1,976	11	0.6%	
	総務 費	徴税費	世帯数	2,723	2,689	-35	-1.3%	
恩給費		恩給受給権者数	53	42	-10	-19.9%		
地域振興費		人口	7,200	6,775	-425	-5.9%		
創地 生 産 費	地域の元気創造事業費	人口	909	904	-5	-0.5%		
	人口減少等特別対策事業費	人口	1,876	1,875	-0	0.0%		
	地域社会再生事業費	人口	0	2,068	皆増			
個別算定経費等計(公債費除く)				169,015	171,661	2,646	1.6%	
公債費				33,935	33,142	-793	-2.3%	
包括算定経費				人口	8,724	8,805	81	0.9%
				面積	3,452	3,425	-27	-0.8%
包括算定経費計				12,176	12,230	53	0.4%	
合計（臨財債控除前）				215,127	217,034	1,906	0.9%	
臨財債（控除）				17,853	17,211	-642	-3.6%	
合計（控除後）				197,274	199,822	2,548	1.3%	

（資料） 総務省自治財政局「地方交付税等関係計数資料」より作成

（注） 網掛けは前年度比減の項目

（注） 四捨五入の関係で金額の差引が増減と合わない場合がある。また、ゼロのマイナス値は5,000万円未満の減少を表す。（図表 8-2 も同じ）

図表 8-2 項目別基準財政需要額（市町村分・総額）一本算定

(億円)

項 目		測定単位	2019	2020	増減	伸び率	
個別算定経費	消防費	人口	16,615	16,734	120	0.7%	
	土木費	道路橋りょう費	道路の面積	5,383	5,416	34	0.6%
			道路の延長	4,449	4,230	-220	-4.9%
		港湾費（港湾）	係留施設の延長	145	147	2	1.3%
			外郭施設の延長	217	214	-3	-1.6%
		港湾費（漁港）	係留施設の延長	86	85	-1	-0.7%
			外郭施設の延長	108	103	-5	-4.8%
		都市計画費	都市計画区域における人口	1,821	1,800	-21	-1.2%
		公園費	人口	877	862	-15	-1.7%
			都市公園の面積	357	364	7	1.9%
		下水道費	人口	6,637	6,613	-24	-0.4%
	その他の土木費	人口	2,117	2,068	-49	-2.3%	
	教育費	小学校費	児童数	3,119	3,106	-13	-0.4%
			学級数	2,977	2,927	-50	-1.7%
			学校数	1,895	2,026	131	6.9%
		中学校費	生徒数	1,391	1,391	1	0.0%
			学級数	1,548	1,518	-30	-1.9%
			学校数	821	864	43	5.2%
		高等学校費	教職員数	829	822	-7	-0.8%
			生徒数	138	138	0	-0.3%
その他の教育費		人口	17,493	17,972	478	2.7%	
		幼稚園等就学前子どもの数	749	1,127	378	50.4%	
厚生費	生活保護費	市部人口	11,166	10,946	-220	-2.0%	
	社会福祉費	人口	31,526	34,363	2,837	9.0%	
	保健衛生費	人口	17,190	17,346	156	0.9%	
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	22,496	23,386	890	4.0%	
		75歳以上人口	13,875	14,028	153	1.1%	
清掃費	人口	8,709	8,766	57	0.7%		
経産費	農業行政費	農家数	2,439	2,352	-87	-3.6%	
	林野水産行政費	林業・水産業の従業員数	1,100	1,255	155	14.1%	
	商工行政費	人口	2,020	2,004	-16	-0.8%	
総務費	徴税費	世帯数	2,220	2,155	-64	-2.9%	
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	616	614	-1	-0.2%	
		世帯数	1,116	1,154	37	3.4%	
	地域振興費	人口	14,398	14,569	171	1.2%	
面積		1,016	1,010	-6	-0.6%		
創地生地方	地域の元気創造事業費	人口	2,536	2,702	165	6.5%	
	人口減少等特別対策事業費	人口	3,999	3,998	-1	0.0%	
地域社会再生事業費	人口	0	2,096				
個別算定経費等計（公債費除く）			206,195	213,271	7,076	3.4%	
公債費			33,189	33,291	102	0.3%	
包括算定経費			20,038	20,958	920	4.6%	
			3,074	2,972	-103	-3.3%	
包括算定経費計			23,112	23,930	818	3.5%	
合計（臨財債控除前）			262,496	270,492	7,996	3.0%	
臨財債（控除）			15,273	14,529	-744	-4.9%	
合計（控除後）			247,223	255,963	8,739	3.5%	

(資料) 同上 網掛けは前年度比減となるもの

産業経済費のうち「林野水産行政費（林業・水産業の従業員数）」は、道府県分と同じく森林環境譲与税の増額に合わせた経費充実で、譲与税配分が大きい市町村分で大幅に伸びている。ただし、昨年同様にあくまで譲与税増加分の経費充実にとどまっている。

総務費のうち「戸籍住民基本台帳費（世帯数）」は備品購入や旅費等の需用費等および住基台帳関連のシステム改修委託料の拡充などによる。「地域振興費（人口）」は会計年度任用職員制度の導入にともなう消費生活相談員の給与引き上げによる単位費用の増加が主な要因である。

地方創生枠のうち「地域の元気創造事業費（人口）」の伸びは単位費用に変化がないため、各種補正係数の影響と考えられる。

「包括算定経費（人口）」については道府県分と同じく単位費用の引き上げによるもので詳細は後述する。

## （２） 公債費等の状況

地方債の元利償還費の交付税算入状況の経年変化をみてみよう。

図表 9-1・2 は、2010年度以降の公債費の内訳と事業費補正の需要額加算分（以下「公債費等」と呼ぶ）の推移を表したものである。

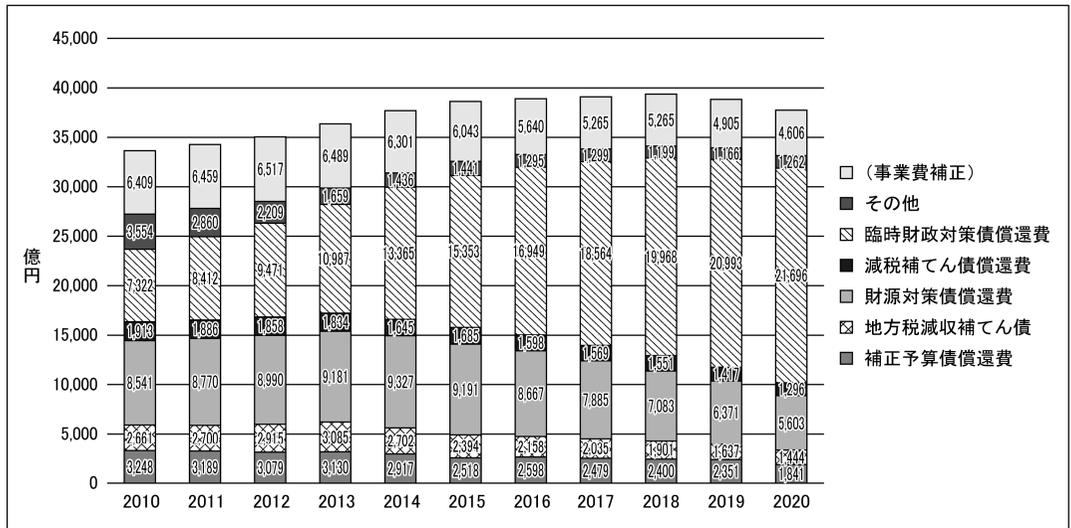
公債費等の総額でみると道府県分は2018年度、市町村分は2014年度をピークに減少傾向にある。

道府県分、市町村分ともに臨財債償還費が増加傾向にあり、2020年度において公債費等に占める割合は道府県分で約6割、市町村分では約4割を占めている。

その他の償還費は一部を除きほぼ減少傾向にあり、臨財債償還費の増加を相殺して減少傾向をもたらす要因となっている。

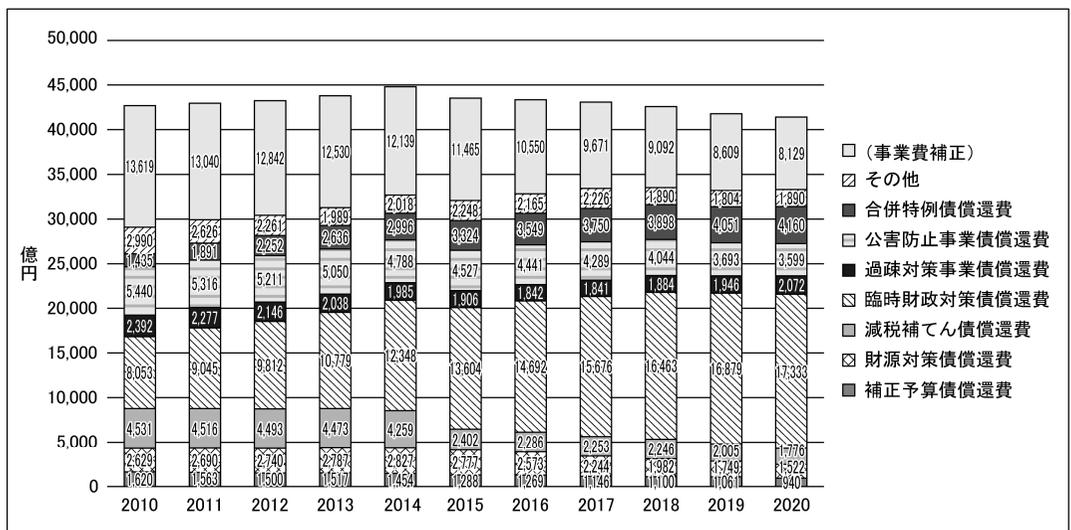
このうち道府県分では財源対策債償還費の減少が顕著であり2020年度も前年度を大きく下回っている。財源対策債は毎年度の地方の財源不足を補てんする地方財政対策（以下「地財対策」と呼ぶ）として発行される地方債で、建設事業債の起債充当率の上乗せ分として起債する。財源対策債の発行計画は2001年度をピークに縮小傾向にあるため、特に公共事業が多い道府県分で減少が目立っている。ただし、2014年度以降の地財計画ではほぼ横ばいとなっており、中期的には一定の規模で安定する見通しである。

図表9-1 主な需要額公債費の推移（道府県分・東京都除く）



(資料) 前掲「計数資料」より作成

図表9-2 主な需要額公債費の推移（市町村分・総額 \* 事業費補正含む）



(資料) 同上

このほか事業費補正分も2012年度をピークに減少傾向にあり、同補正が含まれる需要額項目の減少要因となっている。

一方、市町村分については事業費補正の減少が全体の傾向に大きな影響を与えており、これに財源対策債償還費、減税補てん債償還費などが複合するかたちとなっている。事業費補正の公債費等に占める割合は市町村分では比較的高くなっており、その減少は道府県分以上に需要額の変動に影響を与えているとみられる。

### (3) 包括算定経費の状況

包括算定経費は道府県分、市町村分ともに人口と面積を測定単位として算定され、前者は人口規模が小さい自治体の需要額を割増す段階補正、後者は土地の利用形態に応じて補正する種別補正が適用される。

算定される経費の内容は企画費、総務費などの経常経費と建設事業費が中心であり、面積を測定単位とするものはほぼ建設事業費が中心である。

単位費用の算定基礎となる標準団体における経費は、全額一般財源を充当するものとして百万円単位で積算され（他の項目は千円単位）、この総額を標準団体の測定単位（道府県分：人口170万人、面積6,500km<sup>2</sup>、市町村分：人口10万人、面積210km<sup>2</sup>）で割ったものが単位費用となる。単一の補正係数であるため、どちらかといえば単位費用の増減が需要額の算定結果に影響しやすい。

ここ数年は単位費用の引き下げにより人口、面積のいずれの項目も減少傾向が続いてきたが、今年度は人口を測定単位とする包括算定経費で前年度を上回る額となった。

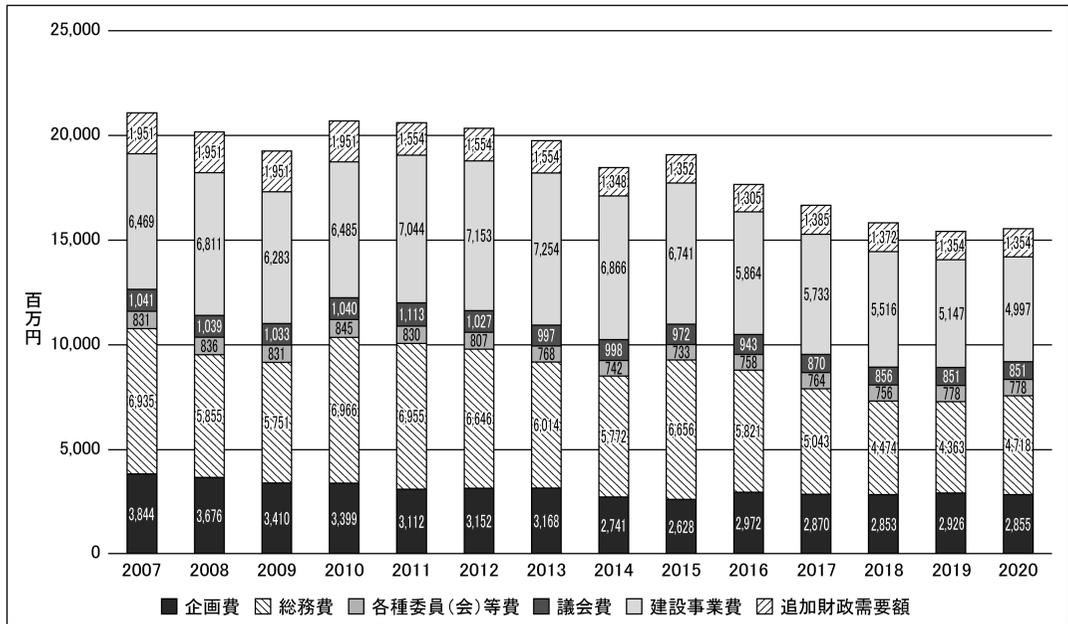
図表10-1・2は人口を測定単位とする包括算定経費について、道府県分、市町村分それぞれの標準団体ベースの経費を表したものである。

道府県分は、2016年度以降減少傾向が続いていたが、2020年度は総務費が43億円6,300万円から47億1,800万円に増加したことにより、総額で154億1,900万円から155億5,300万円に押し上げた。

総務費の内訳をみると総務費（2019年度の費目は職員費）、人事管理費、財産管理費、市町村連絡調整費、消防防災費、その他経費で前年度を上回っている。このうち総務費（職員費）は19億1,500万円から21億800万円に増加しており、会計年度任用職員の期末手当等の経費1億4,500万円の算入が主な要因である。

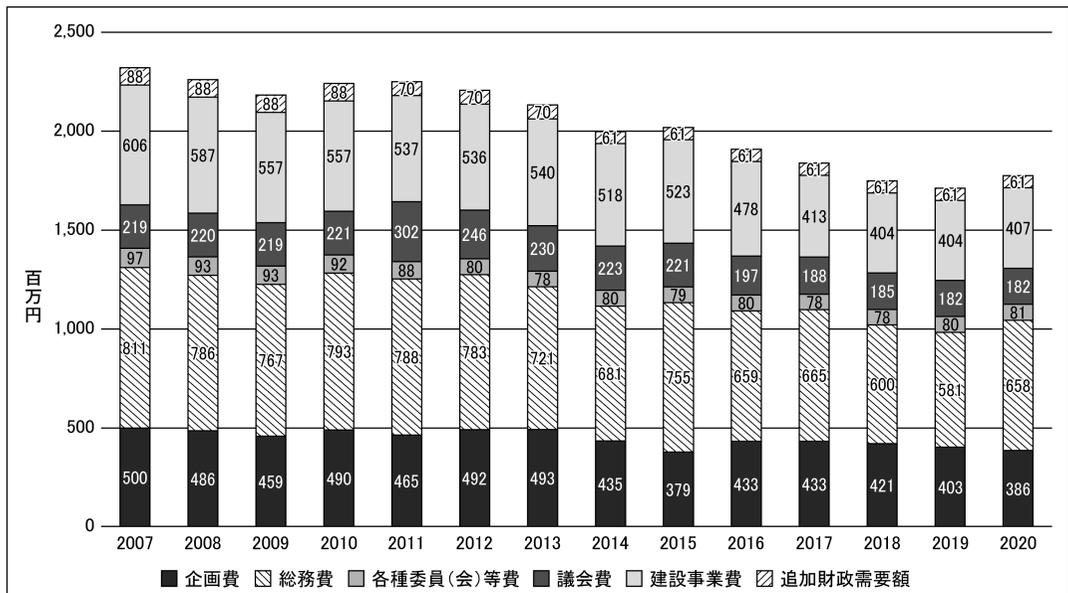
一方、市町村分についても総務費が5億8,100万円から6億5,800万円、建設事業費が4億400万円から4億700万円に増加し、総額で17億1,100万円から17億7,500万円に増加している。

図表10-1 包括算定経費（道府県・人口）の標準団体経費の推移



(資料) 「地方交付税制度解説(単位費用編)」地方財務協会より作成

図表10-2 包括算定経費（市町村・人口）の標準団体経費の推移



(資料) 同上

総務費の内訳をみると総務費が3億8,500万円から4億5,900万円に増加しており、このうち5,700万円は会計年度任用職員の期末手当等の算定分である。市町村分の算定においても会計年度任用職員の期末手当等が単位費用の引き上げに大きく影響している。このほか消防諸費、その他経費も若干増加している。

#### (4) 地方創生枠・地域社会再生事業費の状況（市町村分）

先述の通り、地域の元気創造事業費および人口減少等特別対策事業費は、段階補正や条件不利地域の係数などを適用することで小規模自治体などへの算定を手厚くし、一方で比較的都市部に有利な成果指標にもとづく補正を加えている。2017年度からは両項目の算定の見直しが行われ、地域の元気創造事業費は行革指標から地域経済活性化指標へ、人口減少等特別対策事業費は地方創生の取組の必要性から取組の成果へと算定のウエイトをそれぞれ1,000億円ずつ移行させた。さらに人口減少等特別対策事業費については向こう5年間で1,000億円を目途に引き続きシフトを継続させている。また、2020年度に新設された地域社会再生事業費も段階補正を採用したうえで人口関連指標にもとづき、条件不利地域の算定を手厚くする構造となっている。

これらの算定結果が自治体間の需要額算定にどのような傾向や変化をもたらしたのだろうか。市町村の算定結果で分析してみよう。

**図表11**は地方創生枠の算定結果をシフト前の2016年度とシフト後の2020年度で比較したもので、右端には地域社会再生事業費の今年度の算定結果を付記した。表中の上段の「地方創生枠・地域社会再生事業費構成割合」は地方創生枠や地域社会再生事業費の総額に対する自治体規模別の構成割合。下部の「対個別算定経費比率」は個別算定経費（公債費除く）の総額に対する各項目の自治体規模別の比率をみたものである。まず、地方創生枠から見ていこう。

構成割合の変化をみると、地域の元気創造事業費で上昇しているのは政令市、一般市、町村。人口減少等特別対策事業費では特別区、一般市、町村である。一般的に成果指標へのシフトは成果が表れにくい町村などで不利とされているが、算定結果ではそうした状況はみられない。むしろ、中核市や施行時特例市において構成比が低下しており、特に中核市の地域の元気創造事業費は1.1ポイントも減少している。なお、本稿ではこの要因を特定するには至っていない。

一方、個別算定経費（公債費除く）に占める各項目の比率をみると、特別区から町村へ向かうにしたがって割合が高くなっており、小規模な自治体ほど交付税算定に

図表11 地方創生枠・地域社会再生事業費の自治体間の算定状況

再生事業費構成割合		2016（シフト前）		2020（シフト後）		2020 地域社会 再生事業費
		地域の元気 創造事業費	人口減少等特別 対策事業費	地域の元気 創造事業費	人口減少等特別 対策事業費	
地方創生枠・地域社会	特別区	1.1%	2.7%	0.9%	3.0%	1.0%
	政令市	7.8%	9.9%	8.2%	9.6%	5.3%
	中核市	14.0%	11.4%	12.9%	10.9%	8.9%
	施行時特例市	5.0%	3.6%	4.5%	3.3%	2.7%
	一般市	51.3%	44.9%	51.4%	45.0%	49.4%
	町村	20.9%	27.4%	22.0%	28.2%	32.6%
対個別算定経費比率		地域の元気 創造事業費	人口減少等特別 対策事業費	地域の元気 創造事業費	人口減少等特別 対策事業費	地域社会 再生事業費
	特別区	0.2%	0.9%	0.2%	0.9%	0.2%
	政令市	0.5%	1.0%	0.4%	0.7%	0.2%
	中核市	1.2%	1.5%	1.1%	1.4%	0.6%
	施行時特例市	1.5%	1.8%	1.5%	1.6%	0.7%
	一般市	1.6%	2.3%	1.7%	2.2%	1.3%
	町村	2.2%	4.6%	2.4%	4.5%	2.7%

（資料）総務省ホームページ 「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成

とって重要な項目となっている。2016年度と2020年度の割合を比較すると割合は若干2016年度を下回っている。

一方、地域社会再生事業費の構成比をみると一般市と町村合計で8割以上を占めており、地方創生枠と比べると需要額の算定が小規模自治体に重点を置く傾向がみられる。これはすでに述べたように補正係数が条件不利地域向けに設定されていることが要因と考えられる。

対個別算定経費の比率でも一般市、町村とも1～2%程度を占めており、特に町村では地方創生枠とあわせると10%近い（2.4%+4.5%+2.7%）比率となり、算定結果が町村の財源保障に大きく影響する状況がうかがわれる。

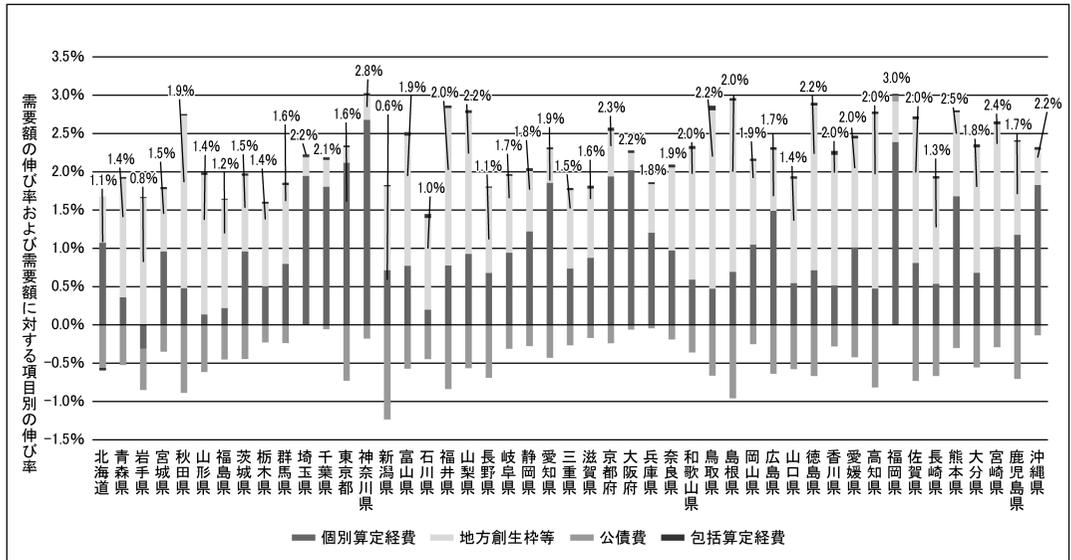
## 4. 自治体別の状況

### （1）都道府県の需要額の状況

次に道府県分の需要額の算定結果を都道府県別にみてみよう。

図表12は臨財債控除前の需要額の伸び率と項目別の伸び率を都道府県別に表したものである。図の見方はグラフ中の数値が需要額の伸び率。棒グラフは需要額の伸び率

図表12 都道府県別（道府県分）の需要額（臨財債控除前）の伸び率



(資料) 同上

を各項目が何ポイント（表記では%）押し上げた（あるいは押し下げた）のかを表したもので、各項目の伸び率を合計すると需要額全体の伸び率になり、いわゆる項目別の寄与度を意味する。なお、東京都の数値は東京都分のみである<sup>(10)</sup>。

幼保教育・高等教育の無償化や地域社会再生事業費の新設などにより、すべての都道府県で前年度を上回っており、最も高い伸び率は福岡県の3.0%、次いで神奈川県2.8%、熊本県2.5%、宮崎県2.4%、京都府2.3%と続いており、伸び率だけでみると都市圏と地方圏の有意な差はみられない。

大項目別にみると首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県等）やその他大都市圏（愛知県、京都府、大阪府、福岡県等）を中心に個別算定経費が全体の伸び率の押し上げに寄与しており、その他の地方圏では、地方創生枠および地域社会再生事業費が総額の伸び率に寄与している。また、公債費はほとんどの都道府県でマイナス要因となっているが、地方圏での減少率が高く、需要額全体の伸び率に対し強い負の効果をもたらしている。公債費は地方全体で見ると減少傾向にあり、とくに財源対策債償還費が急減している。都道府県では市町村に比べて財源対策債の発行額が多いため、

(10) 東京都の交付税算定は東京都と特別区を合わせた都区合算で行われている。

その元利償還金が減少する局面では、需要額が予想以上に減少する可能性があり注意する必要がある。

大都市圏の都府県で個別算定経費の伸び率が高い主な要因は、幼保教育の無償化の地方負担分が算定されている「その他の教育費（人口）」や「社会福祉費（人口）」の高い伸び率であり、いずれも単位費用を引き上げたうえで、幼稚園児数や保育所乳幼児数の実績数を密度補正で反映させるため、就学前児童の人口が多い都市部で需要額が伸びている。

また、「高齢者保健福祉費（65歳以上人口）」についても単位費用の引き上げにより全国的に伸びているものの、高齢者人口が比較的多い大都市圏で伸び率が上回る傾向がみられる。これに対し、その他の県では新設された地域社会再生事業費の算定結果が大きく伸びたことから、個別算定経費以上に需要額の増加に寄与している。

## （2）市町村の需要額の状況

次に市町村の状況を見てみよう。対象となるのは交付団体、不交付団体を含み、特別区分は除いた。各自治体規模の伸び率は2020年度の都市区分を基準に計算した。

### ◆ 需要総額

図表13-1は臨財債控除前の需要額の伸び率の分布を規模別に表したものである。

道府県分の算定結果と同様にほとんどの市町村で前年度を上回っており、政令市から町村へと規模が小さくなるにつれて、高い伸び率の分布が広がっている。

前年度を下回る自治体は7団体で、深川市（北海道）、阿波市（徳島県）、由仁町・浦臼町・雨竜町（北海道）、川北町（石川県）、奥出雲町（島根県）であった。このうち川北町を除いては公債費の減少が要因の一つとなっているが、これに加えて個別算定経費が前年度を下回っていることが7自治体で共通している。

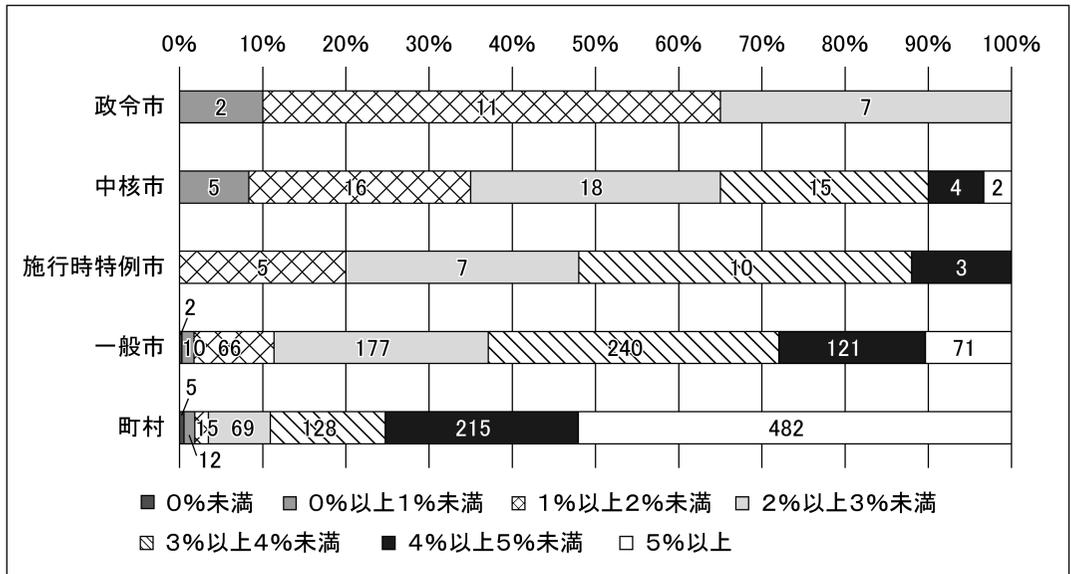
### ◆ 個別算定経費

図表13-2以降では各項目が需要額を何ポイント（%で表記）押し上げたのか規模別に表した。

まず、需要額の7割を占める個別算定経費（地方創生枠等・公債費除く）をみてみよう。図表13-2は個別算定経費の分布状況である。

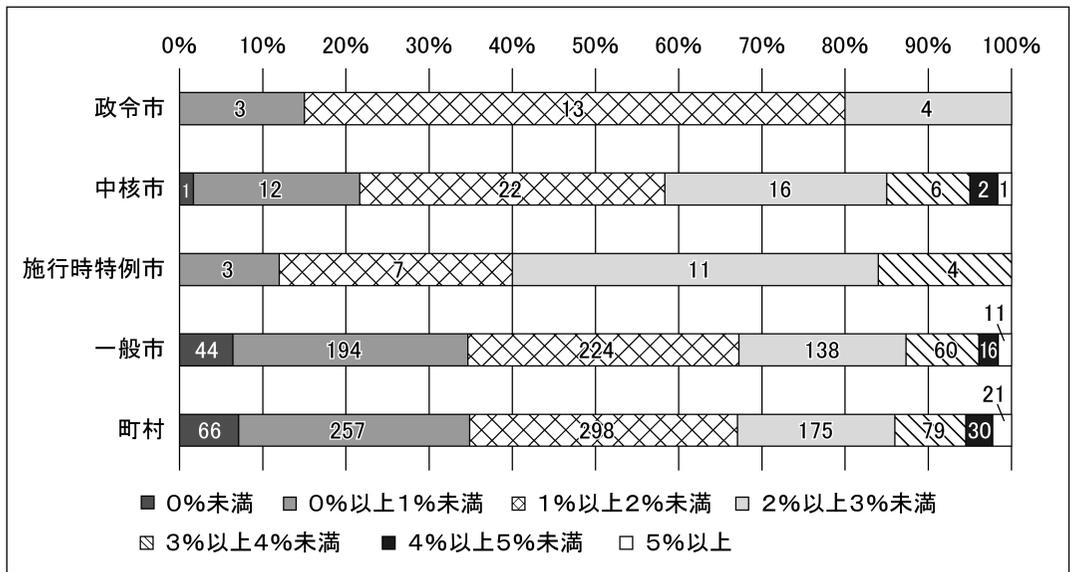
自治体の規模ごとの明確な特徴はみられないが、中核市および施行時特例市以上では比較的伸び率の高い自治体が分布する傾向がみられる。これらでは「その他の教育費（人口）」、「社会福祉費（人口）」の伸びが比較的高く、幼保教育の無償

図表13-1 需要額(臨財債控除前)の伸び率の市町村規模別分布



(資料) 同上

図表13-2 需要額の伸び率における個別算定経費の状況



(資料) 同上

化の需要増加が影響している。また、「高齢者保健福祉費（65歳以上人口）」についても比較的高い伸びがみられ、いずれも人口が集中する都市部の財政需要を反映する結果となっている。

一方、一般市、町村で前年度を下回る自治体が110団体と目立っている。これらの自治体の減少要因は算定のさまざまな項目が複合しているため特定できないが、「下水道費（人口）」や「地域振興費（人口）」で平均的に減少率が高い傾向がみられる。下水道費については下水道事業債の元利償還金の減少などによる事業費補正の低下が要因と考えられる。一方、地域振興費についても、先述のように地域活性化事業債や旧地域総合整備事業債などの元利償還費が算定されており、下水道と同様の要因とみられる。

◆ 地方創生枠・地域社会再生事業費

図表13-3は地方創生枠と地域社会再生事業費の合計でみたものである。地域社会再生事業費が皆増となったことから、全般に高い伸び率となっており、特に一般市、町村では需要額の伸び率において、同経費が0.8%以上寄与している自治体が多数を占めている。これは主に地域社会再生事業費の算定が小規模自治体の割増補正となる段階補正を採用していることに加え、人口構造の変化や人口の集積度合いなどを算定する経常態容補正で条件不利地域の割増補正を加えた結果である。

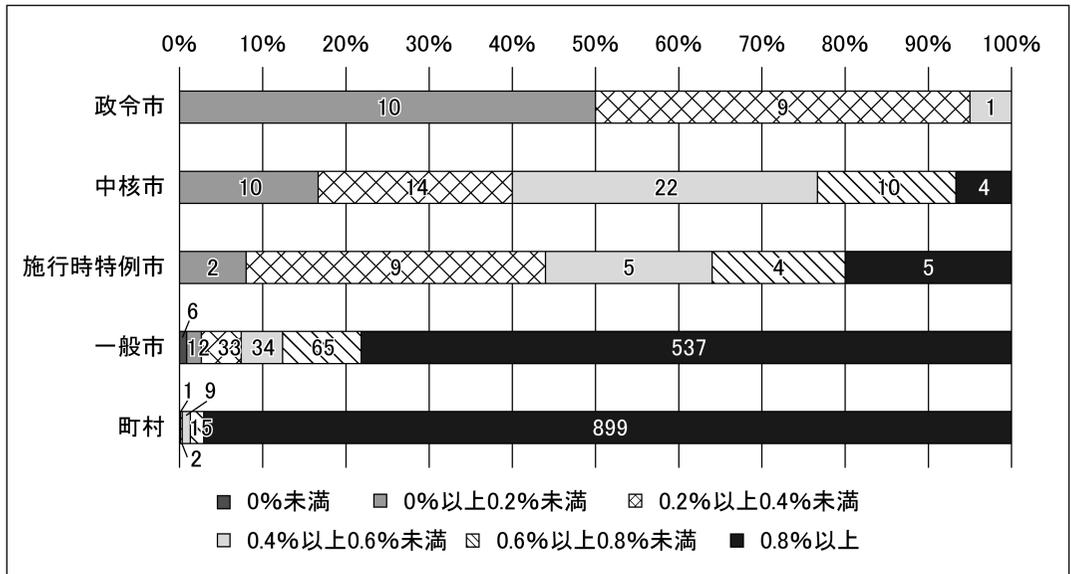
◆ 公債費

図表13-4は公債費の算定状況である。グラフでは自治体規模に応じた傾向とまではいえないものの、施行時特例市以上の都市規模で前年度を下回る自治体の割合が高く、その一方で一般市や町村では公債費が需要額を押し上げる（つまり図中でマイナス値をとらない）要素となる特徴がみられる。公債費の内訳には条件不利地域の過疎対策事業債や地財対策にとまなう財源対策債の元利償還金が含まれており、これらの自治体規模における構成の違いが伸び率に表れていると考えられる。

◆ 包括算定経費

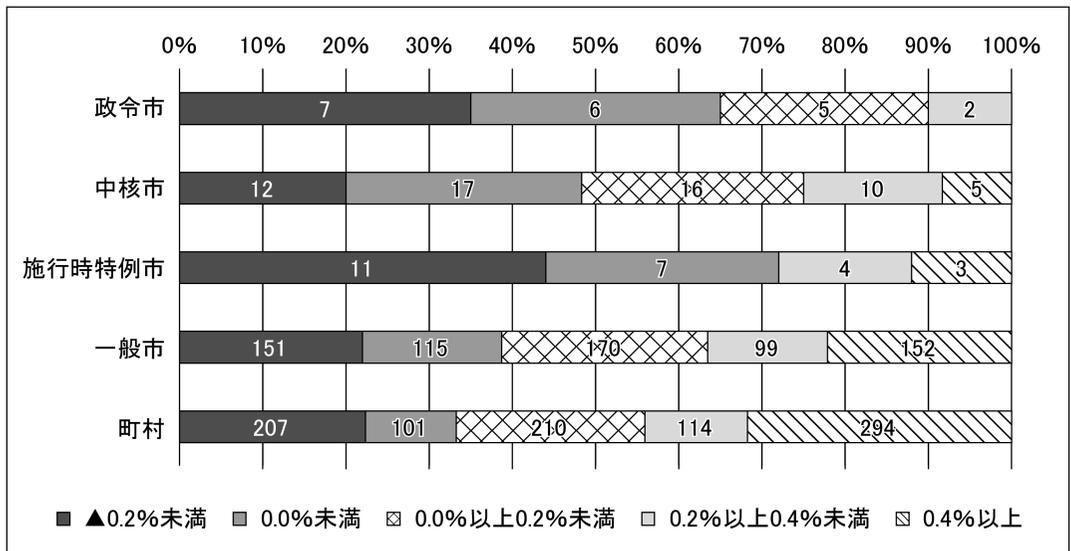
図表13-5は包括算定経費の状況である。今年度は人口を測定単位とするもので単位費用が引き上げられたため、全般に前年度を上回る傾向がみられ、段階補正の効果で政令市から町村へと向かうにしたがって、伸び率が高くなっている。ただし、町村では58自治体で前年度を下回る結果となっている。これは段階補正の見直しによるものとみられ、人口8千人未満では昨年比べて補正係数が低下している。

図表13-3 需要額の伸び率における地方創生枠・地域社会再生事業費分の状況



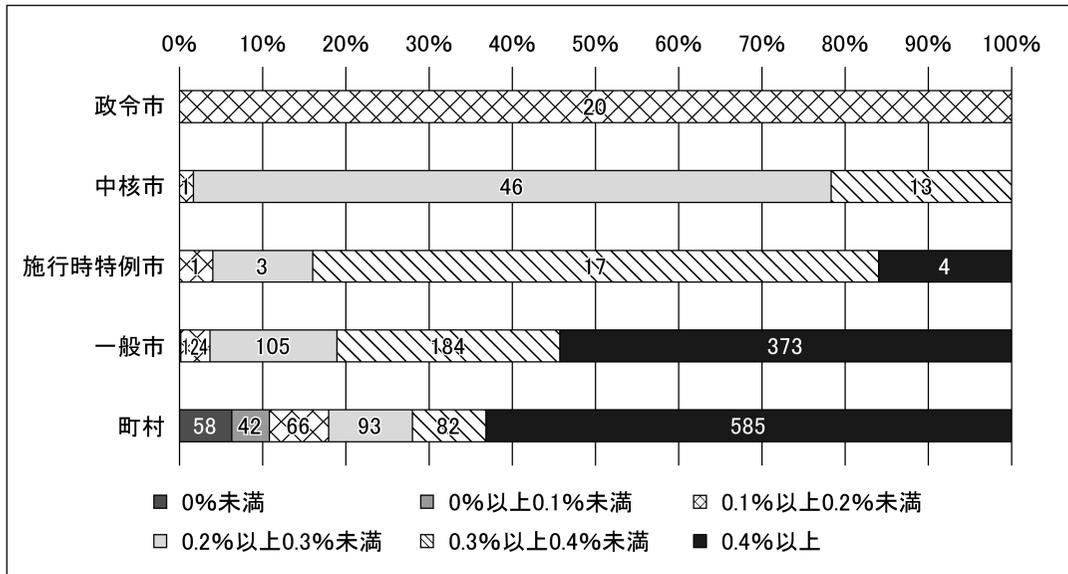
(資料) 同上

図表13-4 需要額の伸び率における公債費分の状況



(資料) 同上

図表13-5 需要額の伸び率における包括算定経費分の状況



(資料) 同上

## 5. 需要額の算定基礎の分析

最後に需要額の算定基礎となる単位費用、測定単位、補正係数の状況についてみておこう。

### (1) 単位費用

図表14-1・2は公債費を除く項目別の単位費用と単位費用に含まれる給与費の前年度比較、図表15は単位費用の主な増減理由である。

単位費用が前年度を下回った項目数は道府県分では37項目中12項目（2019年度36項目中15項目）、市町村分は41項目中11項目（2019年度40項目中12項目）と前年度に比べて減少項目数は少ない。

今年度の注目点は幼保教育および高等教育無償化の地方負担および会計年度任用職員の期末手当等の単位費用への計上である。

幼保教育無償化分は道府県分では「その他の教育費（人口）」「社会福祉費（人

図表14-1 単位費用の状況（公債費除く）道府県分

費 目		測定単位	単位費用（円）			給与費の 伸び率	単位費用に 占める給与 費の割合
			2019	2020	単位費用 伸び率		
警 察 費		警察職員数	8,296,000	8,372,000	0.9%	0.9%	97.2%
土 木 費	道路橋りょう費	道路の面積	135,000	135,000	0.0%	-7.6%	10.1%
		道路の延長	1,948,000	1,953,000	0.3%		
	河川費	河川の延長	187,000	184,000	-1.6%	0.2%	26.5%
	港湾費（港湾）	係留施設の延長	28,500	28,700	0.7%	0.0%	59.9%
		外郭施設の延長	6,030	5,860	-2.8%		
	港湾費（漁港）	係留施設の延長	10,300	10,200	-1.0%	0.1%	63.4%
		外郭施設の延長	5,740	5,430	-5.4%		
その他の土木費	人口	1,300	1,270	-2.3%	1.4%	50.6%	
教 育 費	小学校費	教職員数	6,163,000	6,056,000	-1.7%	-1.8%	98.5%
	中学校費	教職員数	6,237,000	6,124,000	-1.8%	-1.8%	98.4%
	高等学校費	教職員数	6,596,000	6,597,000	0.0%	0.0%	98.7%
		生徒数	56,900	57,100	0.4%	0.9%	21.8%
	特別支援学校費	教職員数	6,061,000	5,918,000	-2.4%	-2.4%	98.3%
		学級数	2,141,000	2,214,000	3.4%	-1.3%	32.0%
	その他の教育費	人口	2,430	3,230	32.9%	0.2%	31.4%
		公立大学等 学生数	212,000	212,000	0.0%		
私立学校等 生徒数		293,500	297,500	1.4%			
厚 生 労 働 費	生活保護費	町村部人口	9,350	9,260	-1.0%	0.2%	15.4%
	社会福祉費	人口	16,300	18,000	10.4%	3.4%	5.0%
	衛生費	人口	14,600	14,900	2.1%	1.2%	12.0%
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	51,900	55,100	6.2%	0.3%	0.7%
		75歳以上人口	95,800	97,200	1.5%		
	労働費	人口	431	435	0.9%	2.6%	73.3%
産 業 経 済 費	農業行政費	農家数	107,000	107,000	0.0%	0.4%	67.3%
	林野行政費	公有以外の 林野の面積	5,150	5,260	2.1%	0.2%	42.8%
		公有林野の面積	15,400	15,400	0.0%	0.3%	2.1%
	水産行政費	水産業者数	330,000	335,000	1.5%	1.7%	63.9%
	商工行政費	人口	1,940	1,950	0.5%	0.2%	24.1%
総 務 費	徴税費	世帯数	5,980	5,930	-0.8%	0.2%	30.4%
	恩給費	恩給受給権者数	945,000	884,000	-6.5%		
	地域振興費	人口	533	535	0.4%	0.0%	9.7%
地域の元気創造事業費	人口	950	950	0.0%			
人口減少等特別対策事業費	人口	1,700	1,700	0.0%			
地域社会再生事業費	人口		1,950	皆増			
包括算定経費	人口	9,070	9,150	0.9%			
	面積	1,120,000	1,111,000	-0.8%			

（資料） 地方財務協会「地方財政」2020年5月号より作成

図表14-2 単位費用の状況（公債費除く）市町村分

費 目		測定単位	単位費用（円）			給与費の 伸び率	単位費用に 占める給与 費の割合
			2019	2020	単位費用 伸 び 率		
消 防 費		人口	11,300	11,400	0.9%	0.2%	79.7%
土 木 費	道路橋りょう費	道路の面積	71,700	71,700	0.0%	-0.2%	20.5%
		道路の延長	189,000	190,000	0.5%		
	港湾費（港湾）	係留施設の延長	27,500	27,800	1.1%	-0.7%	58.4%
		外郭施設の延長	6,030	5,860	-2.8%		
	港湾費（漁港）	係留施設の延長	10,300	10,200	-1.0%	-0.3%	62.0%
		外郭施設の延長	4,070	3,830	-5.9%		
	都市計画費	計画区域人口	990	991	0.1%	-0.1%	73.5%
	公園費	人口	534	536	0.4%	0.0%	50.2%
		都市公園の面積	36,600	37,000	1.1%		
	下水道費	人口	96	97	1.0%		
その他の土木費	人口	1,540	1,480	-3.9%	-0.1%	63.4%	
教 育 費	小学校費	児童数	44,300	44,600	0.7%	0.0%	0.0%
		学級数	892,000	893,000	0.1%	-0.2%	32.6%
		学校数	9,446,000	10,244,000	8.4%	22.7%	46.1%
	中学校費	生徒数	42,300	42,600	0.7%	0.0%	0.0%
		学級数	1,097,000	1,101,000	0.4%	-0.2%	31.7%
		学校数	8,610,000	9,147,000	6.2%	20.1%	41.7%
	高等学校費	教職員数	6,566,000	6,550,000	-0.2%	-0.3%	98.8%
		生徒数	71,100	73,300	3.1%	1.9%	18.0%
	その他の教育費	人口	5,290	5,700	7.8%	-0.1%	53.6%
		幼稚園等就学前 子どもの数*1	393,000	662,000	68.4%	*2	
厚 生 費	生活保護費	市部人口	9,230	9,220	-0.1%	-0.2%	19.9%
	社会福祉費	人口	24,300	26,500	9.1%	2.5%	5.4%
	保健衛生費	人口	7,850	7,930	1.0%	-0.1%	17.7%
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	66,800	69,300	3.7%	-0.2%	10.6%
		75歳以上人口	84,200	84,800	0.7%		
清掃費	人口	5,030	5,070	0.8%	-0.2%	20.8%	
産 業 経 済 費	農業行政費	農家数	87,800	88,000	0.2%	-0.3%	52.9%
	林野水産行政費	林業・水産業従業者	338,000	400,000	18.3%	-0.2%	11.9%
	商工行政費	人口	1,320	1,310	-0.8%	-0.2%	48.0%
総 務 費	徴税費	世帯数	4,300	4,220	-1.9%	-2.3%	67.8%
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1,170	1,160	-0.9%	-0.3%	87.0%
		世帯数	2,100	2,170	3.3%	1.0%	71.1%
	地域振興費	人口	1,740	1,720	-1.1%	-0.3%	22.3%
面積		1,037,000	1,037,000	0.0%	-0.1%	22.6%	
地域の元気創造事業費	人口	2,530	2,530	0.0%			
人口減少等特別対策事業費	人口	3,400	3,400	0.0%			
地域社会再生事業費	人口		1,950	皆増			
包括算定経費	人口	17,100	17,800	4.1%			
	面積	2,320,000	2,244,000	-3.3%			

（資料） 同上

（注） 網掛けは前年度比マイナスとなったもの

\* 1 幼稚園児等の小学校就学前子どもの数

\* 2 幼保教育無償化にともない子ども子育て支援制度施行経費で一括

図表15 項目別単位費用の主な増減理由

		主 な 内 容	
道 府 県 分	警察費（警察職員数）	標準団体職員数の増員、会計年度任用職員の期末手当等の経費計上、手数料等の見直し	
	河川費（河川の延長）	密度補正の廃止にともなう土砂災害防止法に基づく基礎調査の経費充実、緊急浚渫推進事業の創設に伴う、河川浚渫維持修繕費等の経費の減額	
	その他の土木費（人口）	都市計画基礎調査料の充実、標準団体職員数の増員	
	小学校費（教職員数）	標準団体職員数（教職員）の減員、会計年度任用職員の期末手当等の経費計上	
	中学校費（教職員数）	標準団体職員数（教職員）の減員、会計年度任用職員の期末手当等の経費計上	
	高等学校費（生徒数）	会計年度任用職員の期末手当等の経費計上、トップランナー方式による見直し（学校用務員事務経費 最終年度）	
	特別支援学校費（学級数）	標準団体職員数（教職員）の増員、トップランナー方式による見直し（学校用務員事務経費 最終年度）	
	その他の教育費（人口）	幼児教育無償化のための経費計上、高等教育無償化のための経費計上	
	その他の教育費（高等専門学校及び大学の学生数）	トップランナー方式による見直し（公立大学 4年目）	
	生活保護費（町村部人口）	扶助単価等の改定	
	社会福祉費（人口）	「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」にもとづく標準団体職員数（児童福祉司等）の増員および職員配置の見直し、幼児教育無償化のための経費計上、会計年度任用職員の期末手当等の経費計上	
	衛生費（人口）	標準団体職員数の増員、会計年度任用職員の期末手当等の経費計上	
	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化の完全実施にともなう地方負担計上	
	労働費（人口）	会計年度任用職員の期末手当等の経費計上	
	農業行政費（農家数）	卸売市場法改正に伴う都道府県卸売市場審議会関係経費の改正、国土保全の見地から行われる事業に要する経費について包括算定経費（面積）へ移行	
	林野行政費（公有林以外の林野の面積）	森林県境譲与税増額にともなう森林整備費の増額	
	水産行政費（水産業者数）	標準団体職員数の減員（漁業法改正に伴う）	
	徴税费（人口）	金融所得課税手続電子化に伴うシステム改修等の経費計上	
	市	地域振興費（人口）	会計年度任用職員の期末手当等の経費計上、特別交付税で算定されている「地方創生の推進に要する経費」の一部を移行
		包括算定経費（人口）	消防防災ヘリの運行の安全確保等に要する経費計上、会計年度任用職員制度の期末手当等の経費計上、マイナンバー制度広報事業にかかる経費充実、非常勤職員の公務災害補償に要する経費の一部を計上、標準団体職員数の増員
包括算定経費（面積）		国土保全の見地から行われる事業に要する経費について農業行政費から移行	
消防費（人口）		標準団体職員数（消防吏員）の増員	
小学校費（学校数）		会計年度任用職員制度の期末手当等の経費計上、トップランナー方式による見直し（学校用務員事務経費 最終年度）	
中学校費（学校数）		会計年度任用職員制度の期末手当等の経費計上、トップランナー方式による見直し（学校用務員事務経費 最終年度）	
高等学校費（生徒数）		会計年度任用職員制度の期末手当等の経費計上、トップランナー方式による見直し（学校用務員事務経費 最終年度）	
その他の教育費（人口）		幼児教育無償化・高等教育無償化のための経費計上、会計年度任用職員制度の期末手当等の経費計上、トップランナー方式による見直し（公立大学 4年目）、合併算定替え終了対策による標準団体の経費充実（最終年度）	
その他の教育費（幼稚園等就学前子どもの数）		幼児教育無償化のための経費計上、会計年度任用職員制度の期末手当等の経費計上	
生活保護費（市部人口）		扶助単価等の改定	
町 村 分	社会福祉費（人口）	幼児教育無償化のための経費計上、会計年度任用職員制度の期末手当等の経費計上	
	保健衛生費（人口）	ロタウイルスの予防接種に要する経費計上、合併算定替え終了対策による旧市町村単位の保健センター運営費等の経費の充実（最終年度）	
	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	会計年度任用職員制度の期末手当等の経費計上、介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化の完全実施にともなう地方負担計上	
	清掃費（人口）	会計年度任用職員制度の期末手当等の経費計上	
	林野水産行政費（林業・水産業従業者数）	森林県境譲与税増額にともなう森林整備費の増額	
	商工行政費（人口）	合併算定替え終了対策による標準団体の経費充実（最終年度）	
	徴税费（世帯数）	軽自動車税環境性能割の徴収取扱費の交付に要する経費計上	
	戸籍住民基本台帳費（世帯数）	重点課題対応分として「自治体情報システム構造推進事業」を引き続き計上、住民票の除票等の保存期間延長に係るシステム改修に要する経費計上	
	地域振興費（人口）	会計年度任用職員制度の期末手当等の経費計上、合併算定替え終了対策による標準団体の経費充実（最終年度）	
	包括算定経費（人口）	会計年度任用職員制度の期末手当等の経費計上、マイナンバー制度広報事業にかかる経費充実、標準団体職員数の増員、トップランナー方式による見直し（庶務事務 最終年度）、合併算定替え終了対策による標準団体の経費の見直し（最終年度）	

（資料） 前掲「地方財政」5月号より作成

（注） 太字は特に注目すべき算定

口)」。市町村分では「その他の教育費(人口)および(幼稚園等就学前子どもの数)」「社会福祉費(人口)」に加算された。

高等教育無償化分は道府県分、市町村分いずれも「その他の教育費(人口)」に加算された。

また、会計年度任用職員の期末手当等は道府県分では「警察費(警察職員数)」「小・中学校費(教職員数)」「高等学校費(生徒数)」「社会福祉費(人口)」「衛生費(人口)」「労働費(人口)」「地域振興費(人口)」「包括算定経費(人口)」。

市町村分では「小・中学校費(学校数)」「高等学校費(生徒数)」「その他の教育費(人口)および(幼稚園等就学前子どもの数)」「社会福祉費(人口)」「高齢者保健福祉費(65歳以上人口)」「清掃費(人口)」「地域振興費(人口)」「包括算定経費(人口)」と幅広い項目に加算された。ただし、すでに述べたように、多くの項目で加算分の内訳が明らかにされておらず、単位費用でみても他の経費の見直しと相まって、必ずしもすべての項目で増加しているわけではない。

#### ◆ 道府県分

道府県分の具体的な減少項目は昨年と同様に土木費と教育費関連が中心である。土木費関連は起債の元利償還金を算定する事業費補正の減少、教育費関連は標準団体の教職員数の減少による給与費の減少が主な要因である。

一方、単位費用の増加項目のうち伸び率が高いものをみると、「その他の教育費(人口)」「社会福祉費(人口)」は幼保教育・高等教育無償化の地方負担分。このほか「特別支援学校費(学級数)」は需用費(備品購入等)や就学奨励費などの充実。「衛生費(人口)」は単位費用の基礎となる標準団体職員の増員や会計年度任用職員の期末手当等。「高齢者保健福祉費(65歳以上人口)」は介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化の完全実施にともなう地方負担の算入。「林野行政費(公有以外の林野の面積)」は森林環境譲与税の増額にあわせた森林整備経費の算入。「水産行政費(水産業者数)」は漁業調整費や水産試験場費の拡充である。

#### ◆ 市町村分

市町村分の減少項目は昨年と同様に土木費関連が中心で、起債の元利償還金の事業費補正の減少が主な要因である。このほか「徴税费(世帯数)」は職員給与費を含む一般経費の削減。「地域振興費(人口)」は地域振興にかかる職員給与費や需用費などの共通経費の削減と起債(地域総合整備事業債)の元利償還費の減少による。

一方、単位費用で伸び率の高いものとしては「その他の教育費（人口）および（幼稚園等就学前子どもの数）」「社会福祉費（人口）」は幼保・高等教育無償化の地方負担分。「小・中学校費（学校数）」は会計年度任用職員の期末手当等。「高等学校費（生徒数）」は会計年度任用職員の期末手当等に加え、IT関連経費や施設改築費などの充実。「高齢者保健福祉費（65歳以上人口）」は介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化の完全実施にともなう地方負担の算入。「林野水産行政費（林業・水産業従業者数）」は森林環境譲与税の増額に合わせた森林整備経費の充実。「戸籍住民基本台帳費（世帯数）」は需用費（備品購入費）や電子計算機委託料などの充実。「包括算定経費（人口）」は会計年度任用職員の期末手当等の算入やその他経費の充実である。

市町村分においては比較的会計年度任用職員の期末手当等の算入による単位費用の引き上げに反映されたとみられる項目が多い点が注目される。

#### ◆ 単位費用における人件費の状況

需要額の単位費用では標準団体における職員数とその構成を項目ごとに設定し、これに給与の統一単価を乗じて人件費（給与費）を算定している。職員数の構成は部・課長、職員A（経験年数の長い給与費の高い職員）、職員B（経験年数の短い給与費の低い職員）の4つの区分からなる。

図表16は一般職員分の職員給与単価の状況である。道府県分、市町村分ともに本俸やその他の手当で引き下げられており、とりわけ市町村分については合計額で前年度を下回っており、市町村分の単位費用の減少項目が多くみられる要因の一つとみられる。

図表17は標準団体の職員数で見直しについて整理したものである。

全体として道府県分における人員拡充が多く、社会福祉費や衛生費など福祉担当職員や保健師など現状のニーズを踏まえた増員がみられる。一方、林野行政費では減員、市町村分（林野水産行政費）でも前年度同数となっている。譲与税のさらなる増額にともなう森林整備対策の拡充を踏まえて地財計画における経費の充実とともに標準団体ベースで増員が必要と考えられる<sup>(11)</sup>。

(11) 地財計画ベースで森林環境譲与税見合いの経費しか計上されておらず、譲与税自体が正規職員の人件費に充てられないことから、その限りにおいては標準団体の人員を増やすことはできない。したがって、地財計画の給与関係経費で森林整備関連の人件費を計上し、単位費用に反映させることが必要である。

図表16 職員の給与費単価（一般職員分）

(円)

		本 俸	扶養手当	管理職手当 又は 時間外手当	管理職特別 勤務手当	期末勤勉 手当	退職手当	基金負担金	共済組合 負担金	通勤手当	住居手当	合 計	給与単価 (千円)	
2019	道府県分	部長職	5,079,600	111,460	1,250,400	15,000	2,772,680	661,360	10,360	1,984,340	139,840	45,920	12,070,960	12,070
		課長職	4,546,800	111,460	872,400	12,800	1,980,350	591,990	8,480	1,680,580	139,840	45,920	9,990,620	9,990
		職員A	4,016,400	111,460	281,150		1,754,160	522,940	6,980	1,485,480	139,840	45,920	8,364,330	8,360
	市町村分	職員B	2,606,400	111,460	182,450		1,007,870	339,350	4,500	939,190	139,840	45,920	5,376,980	5,380
		部長職	4,699,200	102,980	986,400	12,800	2,042,200	768,320	9,690	1,672,680	67,700	32,170	10,394,140	10,390
		課長職	4,288,800	102,980	747,600	10,500	1,787,660	701,220	8,590	1,512,820	67,700	32,170	9,260,040	9,260
2020	道府県分	職員A	3,949,200	102,980	276,440		1,722,360	645,690	7,500	1,408,790	67,700	32,170	8,212,830	8,210
		職員B	2,560,800	102,980	179,260		987,820	418,690	4,800	892,560	67,700	32,170	5,246,780	5,250
		部長職	5,073,600	111,340	1,250,400	15,000	2,794,300	682,910	10,280	1,974,260	138,740	46,740	12,097,570	12,100
	市町村分	課長職	4,540,800	111,340	872,400	12,800	1,995,530	611,190	8,410	1,670,430	138,740	46,740	10,008,380	10,010
		職員A	4,011,600	111,340	280,810		1,767,820	539,960	6,930	1,476,710	138,740	46,740	8,380,650	8,380
		職員B	2,602,800	111,340	182,200		1,015,540	350,340	4,470	933,090	138,740	46,740	5,385,260	5,390
増減	道府県分	部長職	4,677,600	102,900	986,400	12,800	2,051,230	769,000	9,830	1,669,980	67,180	32,750	10,379,670	10,380
		課長職	4,268,400	102,900	747,600	10,500	1,795,300	701,730	8,710	1,509,970	67,180	32,750	9,245,040	9,250
		職員A	3,930,000	102,900	275,100		1,729,550	646,090	7,610	1,406,070	67,180	32,750	8,197,250	8,200
	市町村分	職員B	2,548,800	102,900	178,420		992,180	419,020	4,860	890,610	67,180	32,750	5,236,720	5,240
		部長職	-6,000	-120	0	0	21,620	21,550	-89	-10,089	-1,100	820	26,610	30
		課長職	-6,000	-120	0	0	15,180	19,200	-70	-10,150	-1,100	820	17,760	20
市町村分	職員A	-4,800	-120	-340	0	13,660	17,020	-50	-8,770	-1,100	820	16,320	20	
	職員B	-3,600	-120	-250	0	7,670	10,990	-30	-6,100	-1,100	820	8,280	10	
	部長職	-21,600	-80	0	0	9,030	680	140	-2,700	-520	580	-14,470	-10	
市町村分	課長職	-20,400	-80	0	0	7,640	510	120	-2,850	-520	580	-15,000	-10	
	職員A	-19,200	-80	-1,340	0	7,190	400	110	-2,720	-520	580	-15,580	-10	
		職員B	-12,000	-80	-840	0	4,360	330	60	-1,950	-520	580	-10,060	-10

(資料) 同上

図表17 標準団体の職員数の変動（見直しがあつた項目の抜粋）

		道府県分（人）				市町村分（人）					
		部課長	職員A	職員B	計	その他	部課長	職員A	職員B	計	その他
警察費	2019		81	300	381	3095					
	2020		81	306	387	3095					
消防費	2019										130
	2020										131
その他の土木費	2019	14	44	129	187						
	2020	14	44	130	188						
小学校費	2019					6,446					
	2020					6,409					
中学校費	2019					3,678					
	2020					3,674					
特別支援学校費	2019			25	25	1,003					
	2020			25	25	1,008					
その他の教育費	2019	11	73	189	273		5	12	33	50	20
	2020	11	73	188	272		5	12	29	46	(注) 1
社会福祉費	2019	4	46	162	212						
	2020	4	47	169	220						
衛生費	2019	15	135	339	489						
	2020	15	135	344	494						
農業行政費	2019	12	171	377	560						
	2020	12	171	378	561						
林野行政費	2019	3	32	76	111						
	2020	3	32	74	109						
水産行政費	2019	2	20	42	64						
	2020	2	20	43	65						
包括算定経費（人口）	2019	39	107	301	447		12	11	50	73	
	2020	39	107	302	448		12	11	51	74	

（資料） 地方財務協会『地方交付税制度解説資料（単位費用編）』より作成

\* 網掛けは道府県分、市町村分のいずれかで人員が増えている項目

\* 「その他」は一般職員以外の職員数（消防吏員、教職員等）

（注）1 幼保教育無償化にともない子ども子育て支援制度施行経費で一括したため表記されなくなった

## （2）測定単位の状況

今年度は測定単位の基礎データとなる国勢調査や農林水産業関連のセンサスなどの改定がないため、各種台帳にもとづく土木費関連や学校基本調査などにもとづく教育費関連の測定単位などが主な変動要因であった。土木費関連は道路面積・延長などの外形的測定単位であり、すべて前年度比を上回っている。一方、教育費関連は市町村分の中学校費の一部を除き前年度を下回っており、少子化を背景に道府県分、市町村分の需要額の大きな減少要因となっている。市町村分の中学校費のうち生徒数および学級数の増加要因について学校基本調査を調べてみると、公立中学校の数値は減少する一方で、いわゆる小中あるいは中高一貫校が増加しており、これが測定単位に表れ

たとみられる。

### (3) 補正係数の分析

#### ◆ 補正率の動向

地方交付税法では、需要額の項目ごとに適用すべき補正係数の種類を規定しており、項目ごとに複数の補正係数を連乗加算して最終補正係数を算出し、この係数で測定単位を補正して単位費用と掛け合わせる。したがって、補正前の測定単位に単位費用をかけた需要額と補正後の需要額を比較すると、補正係数により需要額がどれだけ割増しされたかがわかる。本稿ではこの割増率を補正率と呼ぶこととする。

2020年度の補正率の試算結果では道府県分が1.03倍、市が1.21倍、町村が1.60倍となり、道府県分と市はほぼ横ばいであるのに対し、町村は前年度比で0.02ポイント上昇した。町村の補正が上昇した主な要因は、新設された地域社会再生事業費の補正効果による。

#### ◆ 補正係数による加算額の動向（加算項目のみ）

連乗加算される補正係数のうち加算分については、その種類ごとに需要額の加算額を把握することができる。そこで市町村分について補正係数による需要額への影響をみてみよう。

図表18は各種補正係数による需要額の加算額の推移を表したものである。

2020年度も基本的な傾向にはあまり変化がみられず、事業費補正の減少傾向が続く一方、態容補正は2017年度に都道府県から政令市へ県費負担教職員の人事権が移行されたことにより急増し、ほぼ横ばいで推移し事業費補正を上回っている。

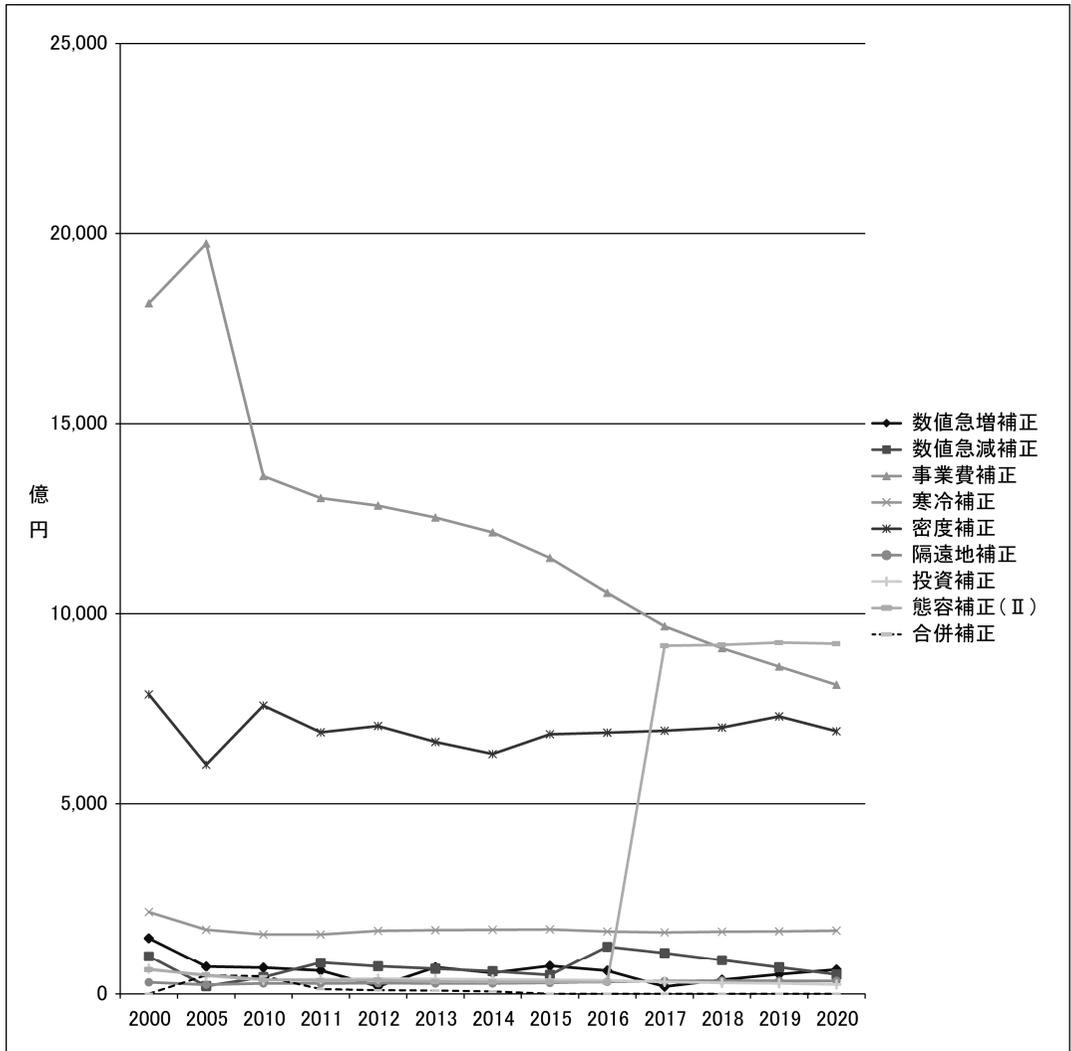
数値急減補正は2016年度に2015年度国調人口に置き換えた際の激変緩和措置で段階的に減少している。また、密度補正は生活保護費や社会福祉費を中心に多くの項目で適用されており、2015年度以降上昇傾向にあったが2020年度は減少している。一方、数値急増補正は主に高齢者保健福祉費に適用される補正で高齢化にともない年々上昇している。

#### ◆ 地方創生枠の補正係数の見直し

第1章で述べたように「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、第二期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が打ち出され、これを受けて、交付税算定においても引き続き地方創生枠が存置されるとともに成果指標が見直された。

地域の元気創造事業費では、児童虐待防止のための人員増や防災・減災対策の強

図表18 補正係数（加算項目のみ）による需要加算額



(資料) 前掲「計数資料」より作成

化による地方債の増発などを踏まえて、従来の行革指標のうち「職員数削減率」「人件費削減率」「人件費を除く経常的経費削減率」「地方債残高削減率」が廃止され、これに代わり「経常的経費削減率」「地方税徴収率」「業務システムに対するクラウド導入率」が追加された。また、地域経済活性化分では「高齢者就業率」が追加された。一方、人口減少等特別対策事業費でも「東京圏への転出入人口比率（道府県）」「県内大学進学者割合（道府県）」「新規学卒者の県内就職割合（道

府県)」が追加された。

このうち経常的経費削減率と地方税徴収率を除く指標は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて設定されたものである。同戦略では第1期の「人口減少に歯止めをかけ東京一局集中を是正する」という確固たる目標を見直し、「人口減少を和らげる」「人口減少に適応した地域をつくる」など、人口減少を容認した表現に変わった。その上で諸施策の横断的目標として、AI（人工知能）やIoT（人を介さないモノとインターネットがつながる技術）などを社会経済行政の基盤として実装するSociety5.0を目指すとしている。地方創生枠の見直しは、政府の新たな地方創生戦略へ地方を誘導する意図がうかがわれる。

こうした指標の見直しは今回が初めてではない。図表19は2015年度以降採用されてきた地方創生枠の指標の一覧である。2017年度には地方版総合戦略において多くの自治体が出生率を数値目標にしていることを踏まえ、従来の自然増減率から出生率へ切り替えたり、インバウンドの成果が表れていることから延べ宿泊者数を日本人と外国人に区分した指標に見直したりした。これらの取組の前提となる地方版総合戦略は、地方独自の取組というよりも国家版地方総合戦略を踏まえて策定したものであり、国の政策に応じた成果や新たな方針にもとづき場当たりに指標を見直しているというのが今年度を含めた印象である。

本来、こうした奨励的な政策は国庫補助金で行うべきであり、交付税算定にこれを活用することは、しばしば指摘していることであるが標準的行政経費を算定する制度の性格や財源保障の予見可能性などの点からみて不適切である。

図表19 地方創生枠の経常態容補正の指標の変遷

		2015	2016	2017	2018	2019	2020
地域の元気創造事業費	行革努力分	ラスパイレス指数（前年度）					
		ラスパイレス指数（直近5カ年平均）					
		職員数削減率					
		人件費削減率					
		人件費を除く経常的経費削減率					
		地方債残高削減比率					
		経常的経費削減率					
		地方税徴収率					
		業務システムに対するクラウド導入率					
		第一次産業産出額（道府県）					
	経済活性化分	農業産出額（市町村）					
		製造品出荷額					
		小売業年間商品販売額					
		若年者就業率					
		女性就業者数					
		従業者数					
		事業所数					
		延べ宿泊者数（道府県）					
		日本人延べ宿泊者数・外国人延べ宿泊者数（道府県）					
		転入者人口比率（市町村）					
人口減少等特別対策事業費	取組の必要性	一人当たり県民所得（道府県）					
		一人当たり地方税収（市町村）					
		条件不利地域の割増率					
		高齢者就業率					
		人口増減率／全国平均					
		全国平均／転入者人口比率					
		転出者人口比率／全国平均					
		全国平均／年少者人口比率					
		自然増減率／全国平均					
		全国平均／若年者就業率					
全国平均／女性就業率							
1／有効求人倍率							
全国平均／一人当たり各産業の売上高							
取組の成果分	人口増減率						
	転入者人口比率						
	転出者人口比率						
	年少者人口比率						
	自然増減率						
	若年者就業率						
	女性就業率						
	出生率						
	条件不利地域の割増率						
	東京圏への転出入人口比率（道府県）						
県内大学進学割合（道府県）							
新規学卒者の県内就職割合（道府県）							

（資料） 「地方財政」各年度5月または9月号より作成

## 結び — 新型コロナ禍における標準的行政水準へ向けて

今年度は政府の基本方針にもとづく一般財源総額確保のもと、交付税算定においても、幼保教育無償化の地方負担や地域社会再生事業費の新設などにより、ほとんどの自治体で需要額（臨財債控除前）が前年度を上回る算定結果となり、昨年度に引き続き全般に安定した財源保障の年度となった。

ただし、増加要因の構造は二極化の様相を呈しており、教育費関連や公債費関連を共通の減少要因としつつ、人口規模の大きい大都市圏の府県や中規模以上の市では社会保障関連項目、人口規模が小さい地方圏の県や一般市、町村では地域社会再生事業費の新規算定が、それぞれ需要額の主要な増加要因となっている。地方創生枠と地域社会再生事業費を特別枠と呼ぶならば、この特別枠が個別算定経費（公債費除く）に占める割合は町村平均で約1割にのぼり、小規模自治体における重要度は益々高まっている。ところが、地方創生枠は成果指標の実験上となっており、成果競争に勝てない条件不利地域はそのままでは交付税配分で影響を被るため、条件不利地域の補正を設けることで影響を遮断するマッチポンプのような算定構造になっている。無論、これは条件不利地域の補正が問題なのではなく、前節で述べたように成果主義に立った地方創生枠自体に問題がある。

これと比較すると、地域社会再生事業費は地方法人課税の偏在是正財源を活用した出自には異議があるものの、地方創生枠とは異なり、人口減少地域における財政需要を想定した新たなタイプの算定項目として注目に値する。

なぜならば、従来の需要項目は人口などの測定単位の増加に応じた需要額の算定を基本とするが、地域社会再生事業費は人口減少のなかでも存在する「ある需要」を算定する性格が補正係数のなかに見られるからである。無論、「ある需要」といっても「地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費」（普通交付税大綱）という抽象的な存在でしかなく、標準的な行政経費を算定する交付税制度においては、現時点で適切とはいえない。ただし、同項目の一部は都道府県の市町村支援技術職員の人件費を算定しているが、この取組が全国に普及した際には、地財計画の給与関係経費へ移し替えていくことが検討されており<sup>(12)</sup>、人口減少社会における新たな標準的行政経費を創出するためのプラットフォームとなる可能性がある。同経費の評価について

---

(12) 『地方財政』2020年5月号78ページ

ては今後の展開を見守る必要があるが、同経費を地財計画や交付税算定の単なるかさ上げの一時的な枠とするのか、それとも安定的な経常的経費へ発展させることができるかは、今後の自治体の取組次第といえるだろう。そのためには、これを期に人口減少社会の新たな財源保障枠について、地方六団体で研究組織を設置し、具体的な算定の研究を行っていくことが求められる。

最後に2021年度の交付税算定をめぐる展望を述べておこう。

第一に新型コロナ禍への対応である。春先の緊急事態宣言以降、保健所を始めとする医療体制や自治体の窓口対応など多岐にわたり自治体職員のマンパワー不足が顕在化しており、新型コロナ感染拡大に対応する中期的な自治体の体制づくりは不可欠である。2020年度地財計画では策定の時期の関係でこうした要素が全く織り込まれなかったが、2021年度の地財計画と新型コロナ対策を含めた収支見通しがどのように描かれ、これにもとづき交付税算定にどのように反映されるか注目される。

第二に会計年度任用職員の期末手当等の見通しである。2020年度の会計年度任用職員の期末手当は初年度の期間率計算の関係で1.7カ月分にとどまり、2021年度から平年度の2.6カ月分が支給される。そのため2021年度の地財計画ではこれを踏まえた金額が計上される予定となっている。総務省では2019年度に引き続き、2020年度も給与条例等の実態調査を行い計画に反映させるとしており、その金額についても注目される。いずれにしても、当該人件費分が単位費用にどの程度反映されたかを明らかにする必要がある。

第三に地方創生枠の算定の動向である。9月に発足した菅内閣は地方重視を表明しており、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略も期間中であることから、地財計画においても引き続き地方創生枠が存置されるであろう。ただし、菅内閣はデジタル庁を新たに創設し行政のデジタル化を強力に推進する意向を示しており、そのなかで地方自治体のデジタル化を最優先課題に据えている。このことから2021年度の地方創生枠にさらにデジタル化推進の成果指標を追加する可能性がある。

第四に交付税算定の測定単位改定の問題である。2021年度の需要額算定では、国調人口の測定単位が2020年度国調の速報値を用いることになり、産業経済費関連の算定にかかわる農林業センサスも2020年度調査結果にもとづき算定される。そのため、来年度の交付税算定では測定単位の改定にもなう算定結果の影響が注目される。もちろん、国調人口の変動に関してはいくつかの項目で数値急減補正が適用されるものの、ある程度の影響は避けられないだろう。

ただし、以上の問題を考える前提となる2021年度地財計画は厳しい見通しである。総務

省の概算要求では一般財源総額は交付団体ベースで62.1兆円（0.6%）と引き続き前年度を上回る見積もりを立てているものの、その内容は厳しい財政見通しを見込んで交付税総額では減額、一方で臨財債の発行は倍増しており、手取りの交付税は多くの自治体で減る可能性がある。また、歳出においても社会保障関係費の自然増や制度拡充にとどまり、全体としては実質前年度並みの内容となっている。年末の来年度予算案とともに公表される地財対策で、新型コロナ対策や地方創生、行政のデジタル化などの要素を織り込み、どのような見通しが策定されるのか。2021年度は地財計画、交付税算定の両面で重要な年となるだろう。

（とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員）

キーワード：地域社会再生事業費／幼児教育・保育の無償化／減収補てん債／地方創生／会計年度任用職員制度／特別法人事業譲与税

#### 【参考資料】

飛田博史「2020年度地方財政計画について」『自治総研』2020年2月号

飛田博史「2019年度普通交付税算定結果の検証」『自治総研』2019年12月号

星野菜穂子「標準財政規模の格差分析 — 2000年代以降の都道府県を対象に」『自治総研』2020年1月号

『地方財政』2020年5月号および9月号、地方財務協会

『地方交付税制度解説（単位費用編）』2019年度、2020年度版、地方財務協会

『地方交付税等関係計数資料Ⅰ・Ⅱ』2020年度、総務省

&lt;資料&gt;

以下の資料の出所：総務省ホームページ

**閣議報告**

令和2年7月31日

**令和2年度普通交付税大綱**

地方交付税法第10条の規定に基づき、令和2年度普通交付税の額を次のとおり決定したので、報告する。

**1 決定額**

区 分	令和2年度	令和元年度
総 額	15兆5,926億円	15兆2,101億円
道府県分	8兆4,965億円	8兆1,796億円
市町村分	7兆 961億円	7兆 305億円

**2 交付団体及び不交付団体数**

区 分	令和2年度			令和元年度		
	交 付	不 交 付	計	交 付	不 交 付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,643	75	1,718	1,633	85	1,718
計	1,689	76	1,765	1,679	86	1,765

### 3 主な算定事項

- (1) 地域社会の維持・再生に必要となる取組に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として「地域社会再生事業費」を設けること。
- (2) 幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止の充実、障害者の自立支援の充実、介護保険料の低所得者軽減強化、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策等の充実に要する経費の財源を措置すること。
- (3) 高等教育の無償化、特別支援教育の充実に要する経費の財源を措置すること。
- (4) 森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を充実すること。
- (5) 会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の財源を措置すること。
- (6) 東日本大震災の被災団体に対し、算定に用いる国勢調査人口等について特例的な措置を講じること。
- (7) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (8) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

### 4 交付決定日

令和2年7月31日（金）

## 〔参 考 〕

## 普通交付税 都道府県別決定額（道府県分・市町村分）

（単位：百万円）

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	609,660	746,143
青森	215,803	177,788
岩手	215,176	171,743
宮城	142,176	153,786
秋田	193,513	168,059
山形	176,086	136,868
福島	186,273	168,238
茨城	178,771	142,377
栃木	127,866	72,829
群馬	129,224	99,893
埼玉	216,958	135,390
千葉	185,982	141,820
東京	—	52,607
神奈川	119,796	75,041
新潟	240,391	250,769
富山	130,425	74,704
石川	122,464	88,335
福井	126,240	58,750
山梨	136,235	85,515
長野	199,633	233,403
岐阜	174,738	138,856
静岡	155,259	97,833
愛知	96,986	72,524
三重	141,433	115,678
滋賀	117,138	74,861
京都	165,747	147,613
大阪	258,218	263,465
兵庫	299,013	277,993
奈良	157,424	112,178
和歌山	173,030	109,619
鳥取	135,758	81,135
島根	183,263	125,133
岡山	159,660	164,833
広島	173,702	186,238
山口	172,565	119,332
徳島	151,287	84,231
香川	113,709	76,083
愛媛	167,227	133,323
高知	173,743	118,696
福岡	258,325	306,823
佐賀	146,231	85,088
長崎	221,365	173,290
熊本	209,285	211,522
大分	171,691	116,971
宮崎	183,984	119,518
鹿児島	273,607	224,916
沖縄	209,398	124,300
合計	8,496,457	7,096,107

（注）表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

## 令和2年度 普通交付税の決定について

### 決 定 額

(単位:億円、%)

区 分	令和2年度	令和元年度	伸 率
道府県分	84,965	81,796	3.9
市町村分	70,961	70,305	0.9
合 計	155,926	152,101	2.5

### 交付団体及び不交付団体数

区 分	令和2年度			令和元年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,643	75	1,718	1,633	85	1,718
計	1,689	76	1,765	1,679	86	1,765

## 令和2年度 普通交付税の算定結果 ( 財源不足団体 )

### 1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額 (単位:億円、%)

	区 分	道 府 県 分		市 町 村 分	
		令和2年度	対前年度伸率	令和2年度	対前年度伸率
基準財政需要額	個別算定経費 (c、d、e、f除き) a	168,882	1.6	179,601	2.1
	包括算定経費 b	12,230	0.4	21,390	3.6
	地域の元気 創造事業費 c	904	△0.5	2,493	6.4
	人口減少等特 別対策事業費 d	1,875	0.0	3,654	0.2
	地域社会 再生事業費 e	2,068	皆増	1,998	皆増
	公債費等 f	33,120	△2.4	29,193	△1.1
	臨時財政対策 債振替相当額 g	17,211	△3.6	14,186	△3.6
	合 計 (a+b+c+d+e +f-g) h	(219,079) 201,868	(1.8) 2.3	(238,329) 224,143	(2.7) 3.1
基準財政収入額		116,800	1.3	153,067	4.2
交付基準額		85,068	3.8	71,076	0.8
普通交付税額		(102,176) 84,965	(2.5) 3.9	(85,147) 70,961	(0.2) 0.9

- (注) 1 ( )書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。  
 2 令和2年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。  
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。  
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。  
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

## 2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の主な増減要因は、次のとおりである。

区分	道府県分	市町村分
基準財政需要額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域社会再生事業費</li> <li>・ 幼児教育・保育の無償化に要する経費</li> <li>・ 高等教育の無償化に要する経費</li> <li>・ 社会保障関係費(介護給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金等)</li> <li>・ 臨時財政対策債償還費</li> </ul>
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減税補填債償還費</li> </ul>
基準財政収入額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方消費税</li> <li>・ 特別法人事業譲与税</li> <li>・ 道府県民税所得割</li> </ul>
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道府県民税法人税割</li> <li>・ 法人事業税</li> <li>・ 地方法人特別譲与税</li> </ul>

### 3 主な算定方法の改正点

#### 1 「地域社会再生事業費」の創設

地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方財政計画に「地域社会再生事業費」を計上。基準財政需要額の新たな算定項目を創設し、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定(4, 200億円)。

##### <算定方法>

- ・道府県分と市町村分は同額程度を算定。
- ・それぞれ1/2程度を以下の2つの視点による指標を用いて算定。

<p>①人口構造の変化に応じた指標</p> <p>全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体の経費を割増し(算定に用いる指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少率</li> <li>・ 年少人口比率</li> <li>・ 高齢者人口比率</li> <li>・ 生産年齢人口減少率</li> </ul>	<p>②人口集積の度合いに応じた指標</p> <p>人口密度が低く持続可能性への懸念が生じている地域の人口が多い団体の経費を割増し(算定に用いる指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非人口集中地区(人口密度4千人未満)の人口を基本とした指標</li> </ul> <p>[特に人口密度の低い地域(低密度居住地域)の人口を割増し]</p>
--	--

※ この算定と合わせて、都道府県が実施する技術職員の充実(市町村支援及び大規模災害時の派遣体制の強化)に要する経費について、増加職員数(142人)に応じて算定。

##### <算定結果>

##### 市町村分(規模別の平均)

(※特別区は除く)

～5千人	5千人～1万人	1～5万人	5～10万人	10～50万人	50～100万人	100万人～
0.5億円	0.8億円	1.1億円	1.5億円	2.1億円	4.1億円	6.1億円

#### 2 幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に係る算定

令和2年4月1日時点の子どもの数等の最新の数値を把握し、個別団体の負担の実態に応じて、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することにより必要な財源を確保。

項目	算定額	無償化の対象	算定方法
幼児教育・保育の無償化	5,400億円	0-2歳 住民税非課税世帯	保育所の所得階層別の子どもの数に、住民税非課税世帯の無償化を踏まえた所得階層別の一人当たり単価を乗じて、保育所に要する経費を算定
		3-5歳 全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所又は幼稚園の子どもの数に、幼児教育・保育の無償化の内容や定員規模等を踏まえた一人当たり単価を乗じることにより保育所又は幼稚園に要する経費を算定</li> <li>・ 給付対象者数を用いて認可外保育施設等に係る経費を算定</li> </ul>
高等教育の無償化	390億円	住民税非課税世帯等	無償化対象学生数に、学校の種別等に応じた一人当たり単価を乗じて、無償化に要する経費を算定

### 令和2年度 普通交付税交付額

(単位：百万円)

都道府県	道府県分				市町村分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,142,089	531,845	610,244	609,660	1,462,532	715,642	746,890	746,143
青森	336,470	120,495	215,975	215,803	316,790	138,841	177,949	177,788
岩手	342,551	127,200	215,351	215,176	324,687	152,778	171,909	171,743
宮城	372,876	230,510	142,366	142,176	493,229	339,191	154,038	153,786
秋田	286,154	92,494	193,660	193,513	281,065	112,863	168,203	168,059
山形	283,547	107,316	176,231	176,086	265,449	128,446	137,004	136,868
福島	404,058	217,579	186,479	186,273	425,968	257,512	168,456	168,238
茨城	512,909	333,875	179,033	178,771	488,468	345,841	142,626	142,377
栃木	354,958	226,911	128,047	127,866	278,799	205,828	72,971	72,829
群馬	353,221	223,817	129,404	129,224	375,793	275,708	100,085	99,893
埼玉	947,281	729,839	217,442	216,958	1,104,652	968,697	135,954	135,390
千葉	837,008	650,599	186,410	185,982	841,605	699,355	142,250	141,820
東京	2,043,202	2,269,026	-	-	422,617	369,794	52,823	52,607
神奈川	990,449	870,147	120,302	119,796	1,197,665	1,122,011	75,653	75,041
新潟	459,780	219,153	240,626	240,391	562,097	311,041	251,056	250,769
富山	252,353	121,799	130,554	130,425	226,478	151,658	74,820	74,704
石川	255,789	133,194	122,594	122,464	250,097	161,634	88,462	88,335
福井	219,357	93,005	126,352	126,240	168,807	109,971	58,836	58,750
山梨	227,039	90,688	136,351	136,235	190,379	104,767	85,612	85,515
長野	423,620	223,771	199,849	199,633	506,876	273,215	233,662	233,403
岐阜	395,876	220,935	174,940	174,738	415,042	275,974	139,068	138,856
静岡	552,005	396,464	155,541	155,259	625,548	527,395	98,153	97,833
愛知	1,030,996	933,483	97,513	96,986	972,488	899,467	73,020	72,524
三重	353,857	212,244	141,613	141,433	316,321	200,481	115,840	115,678
滋賀	276,346	159,067	117,279	117,138	271,318	196,318	75,000	74,861
京都	412,452	246,494	165,958	165,747	539,837	391,948	147,889	147,613
大阪	1,211,574	952,737	258,837	258,218	1,694,998	1,430,667	264,331	263,465
兵庫	853,063	553,615	299,448	299,013	1,075,561	797,018	278,542	277,993
奈良	281,209	123,641	157,568	157,424	268,938	156,622	112,315	112,178
和歌山	262,763	89,599	173,164	173,030	227,220	117,486	109,735	109,619
鳥取	190,765	54,910	135,855	135,758	145,777	64,568	81,209	81,135
島根	250,541	67,150	183,391	183,263	208,823	83,583	125,240	125,133
岡山	346,250	186,413	159,837	159,660	447,737	282,676	165,062	164,833
広島	453,276	279,343	173,933	173,702	617,425	430,872	186,553	186,238
山口	315,838	143,112	172,726	172,565	296,796	177,312	119,484	119,332
徳島	224,230	72,829	151,402	151,287	178,436	94,114	84,322	84,231
香川	219,557	105,735	113,822	113,709	204,647	128,460	76,187	76,083
愛媛	303,232	135,850	167,382	167,227	307,058	173,578	133,480	133,323
高知	239,686	65,821	173,865	173,743	202,313	83,514	118,800	118,696
福岡	748,375	489,667	258,708	258,325	1,044,392	737,035	307,357	306,823
佐賀	228,527	82,179	146,348	146,231	181,991	96,809	85,181	85,088
長崎	340,907	119,368	221,539	221,365	325,771	152,315	173,456	173,290
熊本	362,968	153,498	209,470	209,285	438,071	226,325	211,746	211,522
大分	283,003	111,167	171,835	171,691	261,652	144,548	117,104	116,971
宮崎	286,489	102,359	184,130	183,984	247,688	128,043	119,645	119,518
鹿児島	422,223	148,401	273,823	273,607	416,254	191,125	225,129	224,916
沖縄	339,257	129,685	209,572	209,398	298,148	173,696	124,452	124,300
合計	22,229,976	13,949,030	8,506,771	8,496,457	22,414,302	15,306,743	7,107,558	7,096,107

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。

2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

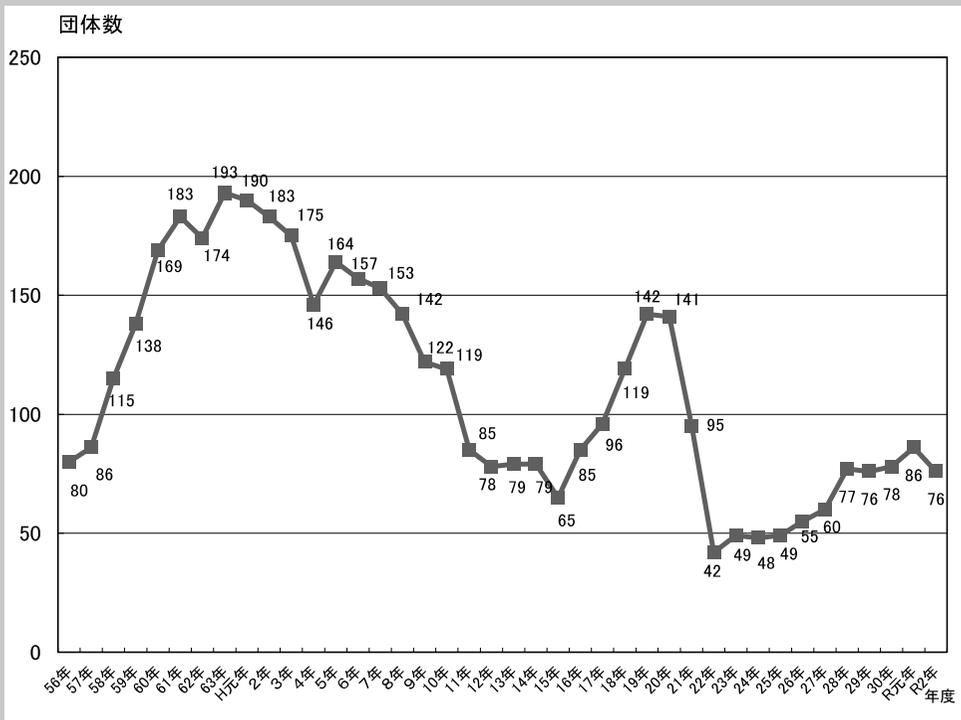
## 令和2年度 不交付団体の状況

### 不交付団体数

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
都 道 府 県	1	1	1
市 町 村	75	85	77
合 計	76	86	78

(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

### 不交付団体数の推移(都道府県+市町村)



## 令和2年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不交付団体名	不交付 団体数	(参考) R元不交付団体 → R2交付団体
北海道	泊村	1	
青森県	六ヶ所村	1	
宮城県	大和町 女川町	2	
福島県	広野町 大熊町	2	
茨城県	つくば市 神栖市* 東海村	3	守谷市
栃木県	芳賀町	1	
群馬県		0	大泉町
埼玉県	戸田市 和光市 八潮市 三芳町	4	
千葉県	市川市 成田市* 市原市 君津市 浦安市 袖ヶ浦市 印西市	7	
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 国分寺市 国立市 多摩市 瑞穂町	10	
神奈川県	川崎市 鎌倉市 藤沢市 厚木市 海老名市 寒川町 箱根町 愛川町	8	中井町
新潟県	聖籠町 刈羽村	2	
福井県	おおい町*	1	高浜町
山梨県	昭和町 忍野村 山中湖村	3	
長野県	軽井沢町	1	
静岡県	富士市* 御殿場市 湖西市 長泉町	4	裾野市 御前崎市
愛知県	豊橋市 岡崎市* 碧南市 刈谷市 豊田市* 安城市 小牧市 東海市 大府市 高浜市 日進市 みよし市 長久手市 豊山町 大口町 飛島村 幸田町	17	知立市 田原市 武豊町
三重県	四日市市 川越町	2	
滋賀県	竜王町	1	栗東市
京都府	久御山町	1	
大阪府	田尻町	1	
兵庫県	芦屋市	1	
福岡県	苅田町	1	
佐賀県	玄海町	1	

市町村合計 75団体（令和元年度85団体）

3 合計 76団体

- (注) 1 福井県おおい町は財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。  
 2 \*印は、令和2年度の一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。  
 3 令和2年度に交付団体から不交付団体になった団体はない。

## 令和2年度 地域の元気創造事業費の算定方法

### 基本的な考え方

- ・「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映
- ・行革努力分の算定に用いる指標について、行政需要の変化に合わせて職員数削減率及び地方債残高削減率を廃止するなど見直し

### 令和2年度算定額

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	500億円程度	475億円程度	975億円程度
市町村分	1,500億円程度	1,425億円程度	2,925億円程度
計	2,000億円程度	1,900億円程度	3,900億円程度

### 算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × ( 経常態容補正 I + 経常態容補正 II )

〔道府県：950円 市町村：2,530円〕

《行革努力分》経常態容補正 I = ( 0.2A + 0.1B + 0.3C + 0.2D + 0.2E ) × α

- A : ラスパイレス指数 (前年度)
- B : ラスパイレス指数 (直近5か年平均)
- C : 経常的経費削減率
- D : 地方税徴収率
- E : 業務システムに対するクラウド導入率
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

ラスパイレス指数については指数100との差、その他の指標については全国の数値との差に応じて割増し又は割落し

(注) 経常的経費削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出  
地方税徴収率及び業務システムに対するクラウド導入率は、直近単年度の数値により算出

《地域経済活性化分》経常態容補正 II =

＜道府県＞ (0.1F + 0.1G + 0.1H + 0.1I + 0.1J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O) × r × β

＜市町村＞ (0.15F + 0.15G + 0.1H + 0.1J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O) × r × β

- F : 第一次産業産出額 (道府県) ・ 農業産出額 (市町村)
- G : 製造品出荷額
- H : 小売業年間商品販売額
- I : 日本人延べ宿泊者数 ・ 外国人延べ宿泊者数 (道府県)
- J : 若年者就業率
- K : 女性就業率
- L : 高齢者就業率
- M : 従業者数<sup>※</sup>
- N : 事業所数<sup>※</sup>
- O : 一人当たり県民所得 (道府県) ・ 一人当たり地方税収 (市町村)
- r : 条件不利地域の割増率
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し

〔※指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較 (市町村)〕

・下線の指標は令和2年度に新たに追加したもの

## 令和2年度 人口減少等特別対策事業費の算定方法

### 基本的な考え方

- ・ 「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・ 令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフト(令和2年度は200億円シフト)

### 令和2年度算定額

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,260億円程度	740億円程度	2,000億円程度
市町村分	2,540億円程度	1,460億円程度	4,000億円程度
計 (前年度比増減額)	3,800億円程度 (△200億円程度)	2,200億円程度 (+200億円程度)	6,000億円程度

### 算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × ( 経常態容補正Ⅰ + 経常態容補正Ⅱ )

[ 道府県 : 1,700円 市町村 : 3,400円 ]

$$\text{《取組の必要度》 経常態容補正Ⅰ} = (0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) \times \alpha$$

- A : 人口増減率 / 全国平均 (注)
- B : 全国平均 / 転入者人口比率
- C : 転出者人口比率 / 全国平均
- D : 全国平均 / 年少者人口比率
- E : 自然増減率 / 全国平均 (注)
- F : 全国平均 / 若年者就業率
- G : 全国平均 / 女性就業率
- H : 1 / 有効求人倍率
- I : 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高 (注) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出
- $\alpha$  : 算定額を総額に合わせつけるための率

《取組の成果》 経常態容補正Ⅱ =

$$\begin{aligned} <道府県> & (0.2J + 0.2K + 0.1L + 0.1M + 0.1P + 0.1Q + 0.1R + 0.1S) \times r \times \beta \\ <市町村> & (0.25J + 0.25K + 0.1L + 0.1N + 0.1O + 0.1R + 0.1S) \times r \times \beta \end{aligned}$$

- J : 人口増減率<sup>※</sup>
  - K : 出生率
  - L : 年少者人口比率<sup>※</sup>
  - M : 東京圏への転出入人口比率 (道府県)
  - N : 転入者人口比率 (市町村)
  - O : 転出者人口比率 (市町村)
  - P : 県内大学進学者割合 (道府県)
  - Q : 新規学卒者の県内就職割合 (道府県)
  - R : 若年者就業率
  - S : 女性就業率
  - r : 条件不利地域の割増率
  - $\beta$  : 算定額を総額に合わせつけるための率
- 全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し (注)

※は、指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較 (市町村)

(注)例えば、人口増減率については、H14～16の人口増減率の平均値とH29～R1の人口増減率の平均値の差を改善度合としている

・ 下線の指標は令和2年度に新たに追加したもの